

南部町 まち・ひと・しごと創生

総合戦略



平成28年3月
南 部 町

ごあいさつ

南部町長 佐野 和 広

町民の皆様には、平素より町行政についてご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、国は、世界に先駆けて人口減少・超高齢化社会を迎えている状況を、待ったなしの構造的な課題として捉え、この状況を打破するには地方創生が必要不可欠であり、国と地方が危機意識を共有し、互いになすべきことを着実になしていくことが、我が国の未来を切り開いていくことになるとして「まち・ひと・しごと創生法（創生法）」を制定しました。創生法では、すべての自治体に地方版の総合戦略を策定することを求めており、本町におきましては産・官・学・金・労・言の各分野から参画いただいて「南部町地方創生会議」を設立し、様々な意見を参考に「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

この総合戦略は、人口動向分析から将来人口を推計し、目指すべき方向を示しながら将来人口を展望する「人口ビジョン」を第1編とし、この人口ビジョンを踏まえて今後5カ年の施策の方向性や施策を提示する「総合戦略」を第2編として構成しています。

皆様には、まず人口ビジョンについて、町の将来人口がどのように推移していくのか、じっくり目を通していただきたいと思います。その上で、町が「人口減少の克服」と「地方創生」にどのように取り組もうとしているのか、読み進んでください。また、この戦略では、成果目標として客観的な評価指標を掲げているのが特徴です。それらは外部の効果検証を経て、不断の見直しを行う「PDCAサイクル」による進行管理で取り組みます。

「負の連鎖」を「正の循環」に転換するには、この5年間で正念場となります。当然のことながら各施策には、行政だけでは達成できない項目がいくつもあります。そこで町は、従来の枠組みを超えた連携を強力に推し進め、施策の実現と目標達成に努めてまいります。

町民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力、ご参加を心からお願い申し上げます。

おわりに、この計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました地方創生会議の皆様をはじめ、町民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

目 次

第1編 人口ビジョン

第1章 人口動向分析	3
第2章 将来人口推計	11
第3章 人口の将来展望	15

第2編 総合戦略

第1章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方	27
1. 「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは	27
2. 計画期間	27
3. 総合戦略と第2次南部町総合計画等との関係性	27
4. 長期的な目標人口と総合戦略で目安とする想定人口	28
5. 目指す将来都市像	29
第2章 政策分野別の基本目標と施策の方針	30
1. 総合戦略における政策の体系	30
2. 政策分野の目標と施策の方針	32
第3章 総合戦略の重点プロジェクト	69
1. 重点プロジェクトの設定	69
2. 重点プロジェクトの方針	70
第4章 総合戦略の運用と改訂の考え方	72
1. 施策の効果の検証（PDCA）	72
2. 改訂の考え方	73

第1編 人口ビジョン

第1章 人口動向分析

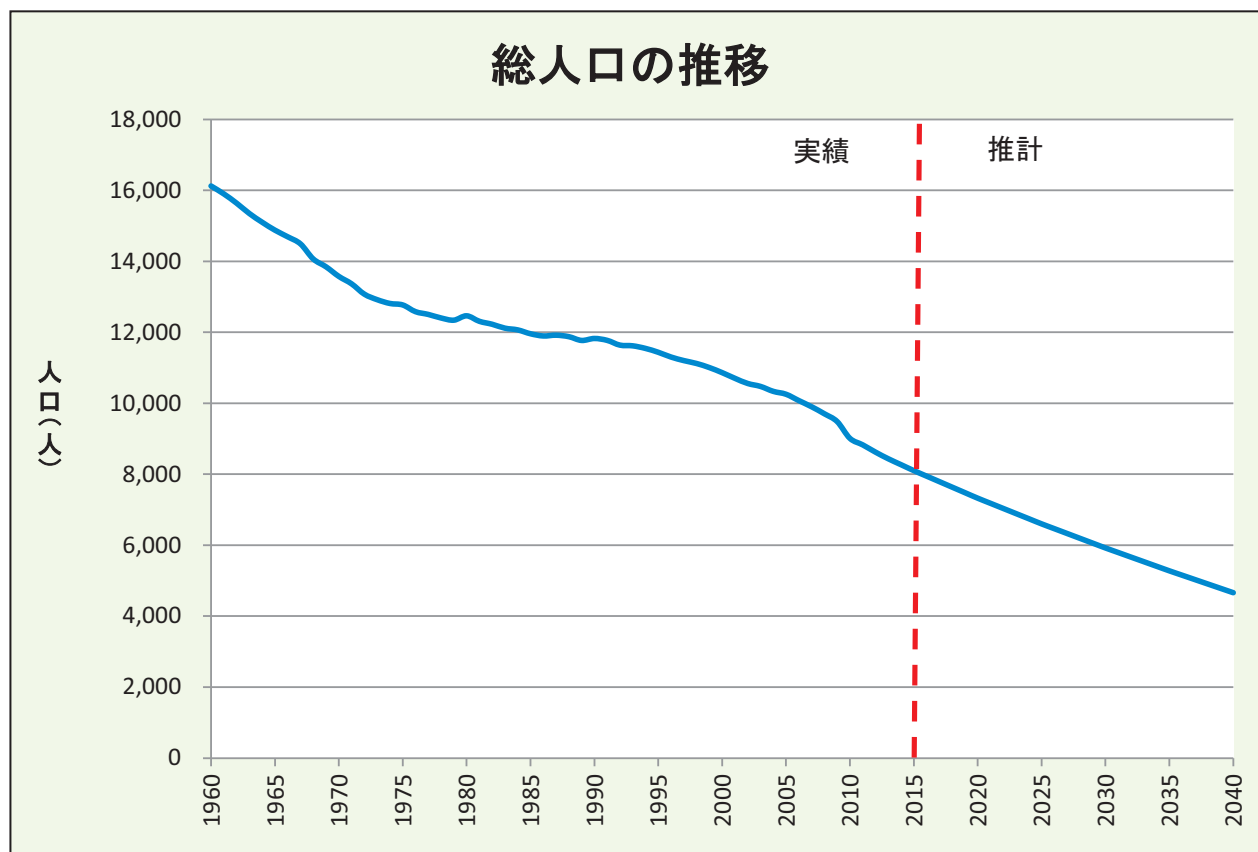
1. 時系列による人口動向分析

(1) 総人口の推移と将来推計

本町の人口は、ほぼ一貫した減少傾向で推移しており、バブル経済期を含めた1980年代はその減少も緩やかであったものの、高度経済成長期である1960年から1970年代、バブル経済崩壊後である1991年以降で大幅に減少していることが特徴となっています。

大幅な減少の要因としては、都市部への人口流出があったと考えられ、また、1980年代で人口の減少が小さい要因としては、大規模な工場の立地により、雇用環境が改善したことが考えられます。

図 総人口の推移と将来推計



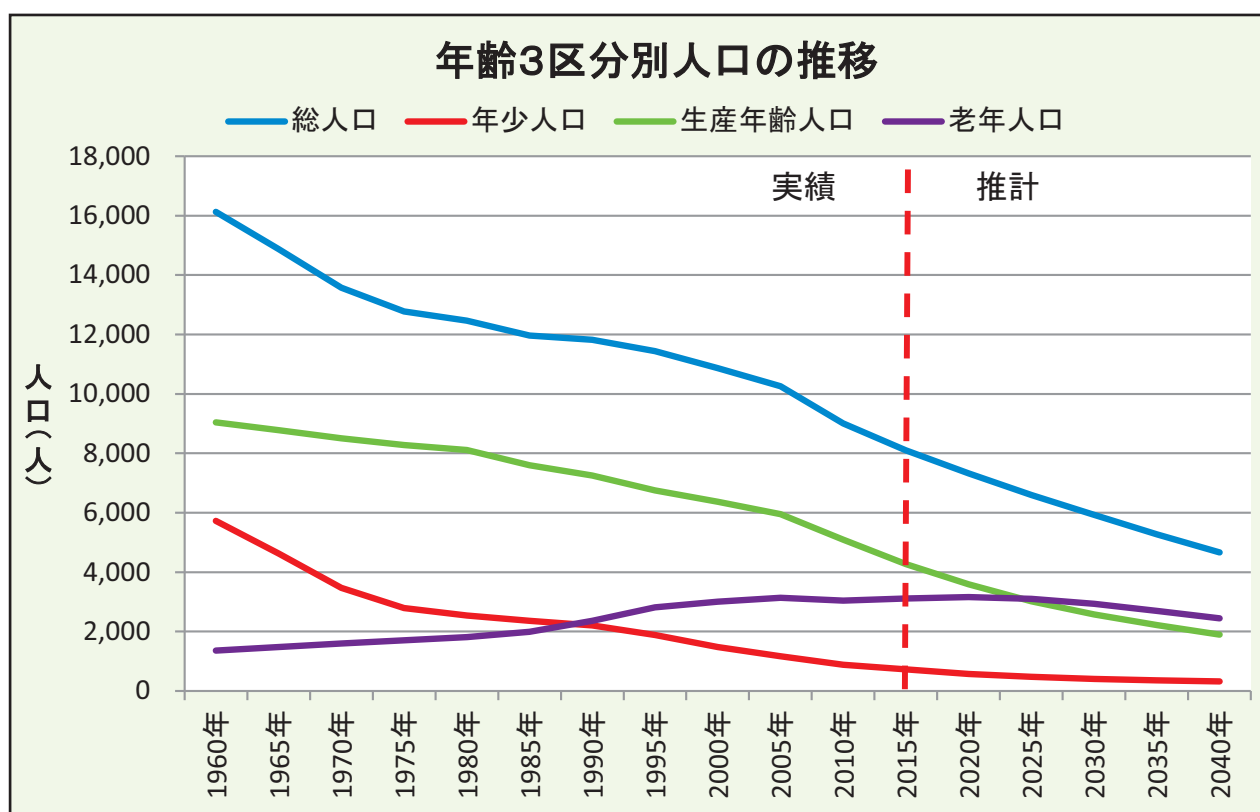
（２）年齢３区分別人口の推移と将来推計

年齢３区分別の人口をみると、年少人口、生産年齢人口は年月の経過とともに人口減少が続いています。

年少人口は、昭和60年（1985年）以前は総人口と類似的な減少をしており、町の総人口に及ぼす影響が大きかったが、昭和60年（1985年）以降は生産年齢人口の減少が総人口に大きな影響を及ぼしています。

老年人口は生産年齢人口が順次老年期に入り、また平均余命が伸びたことから一貫して増加していますが、平成37年（2025年）以降減少し始めるものと推計されます。

図 年齢３区分別人口の推移



(3) 出生・死亡、転入・転出の推移

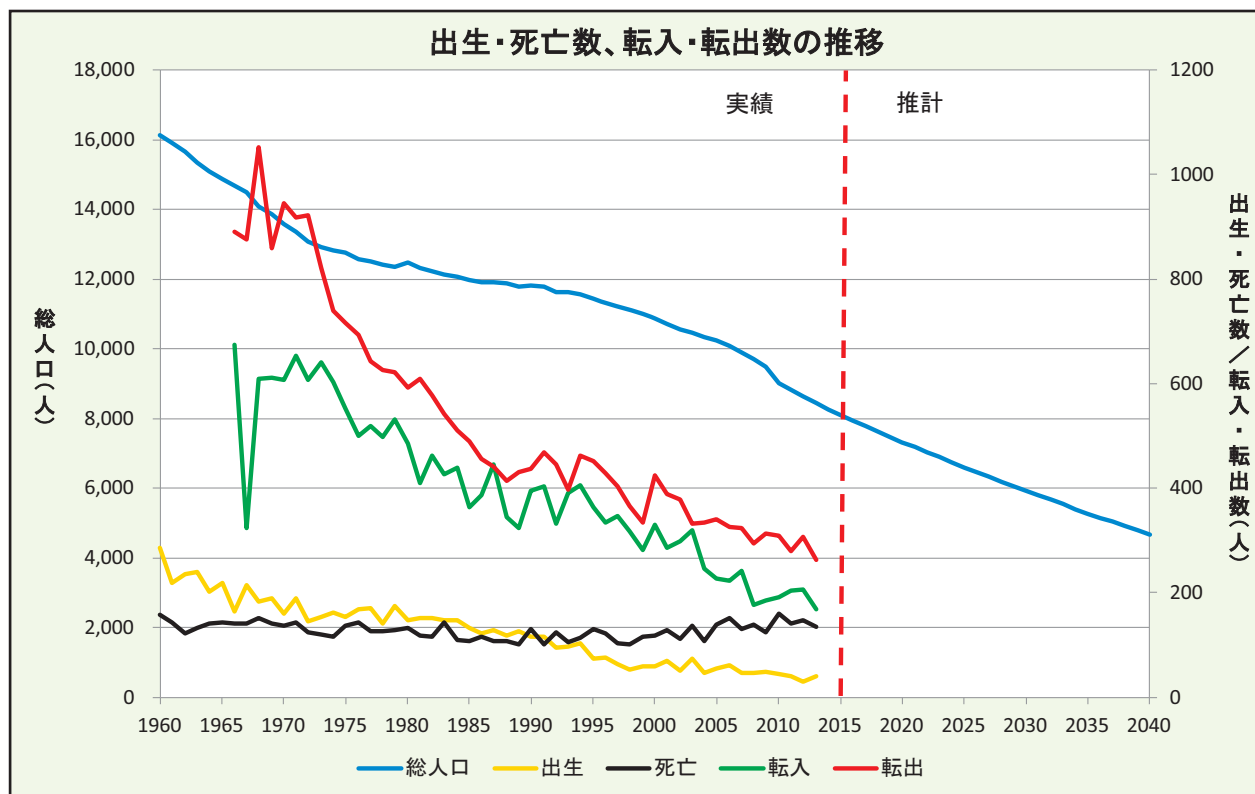
転出数は減少傾向にあります。同様に転入数も減少傾向にあるため社会減となっており、死亡数は昭和35年（1960年）と平成25年（2013年）では大きな差はないものの、出生数が減少傾向にあるため自然減となっています。

このように、社会増減数及び自然増減数がともにマイナスであるため、人口が減少していることがわかります。

高度経済成長期である1970年代の大幅な人口減少は転出超過による社会減が要因であり、バブル経済期後である1991年以降の大幅な人口減少は、社会減に加え、自然減が要因となっています。

前図の将来推計において、年少人口及び生産年齢人口は減少することが予想されるため、死亡数と出生数の差は大きくなり、同時に転入と転出の差も大きくなると考えられます。このため、人口減少に歯止めをかけるには、出生数及び転入数の増加が必須となります。

図 出生・死亡数、転入・転出数の推移

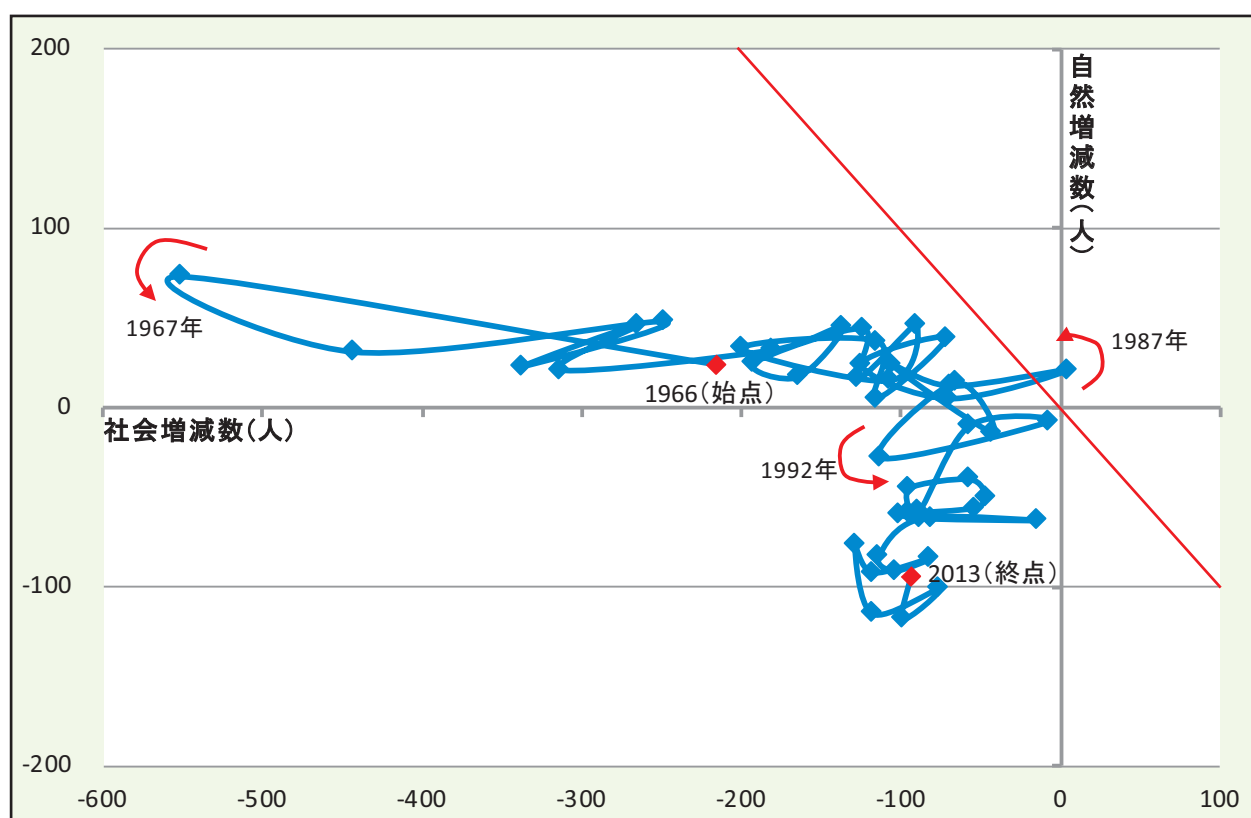


(4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

社会増減数は昭和62年（1987年）に唯一プラスになったが、それ以外は一貫してマイナスとなっています。また、自然増減数は平成元年（1989年）以降マイナスとなっており、社会減に自然減が加わることで、急激な人口減少が始まっていることがわかります。

このように、本町における高度経済成長期後の大幅な人口減少は、社会減が大きく影響しており、バブル経済期後の大幅な人口減少は、社会減に自然減が加わったことが大きく影響しています。

図 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響



2. 年齢階級別の人口移動分析

(1) 性別・年齢階級別の人口移動の最近の状況

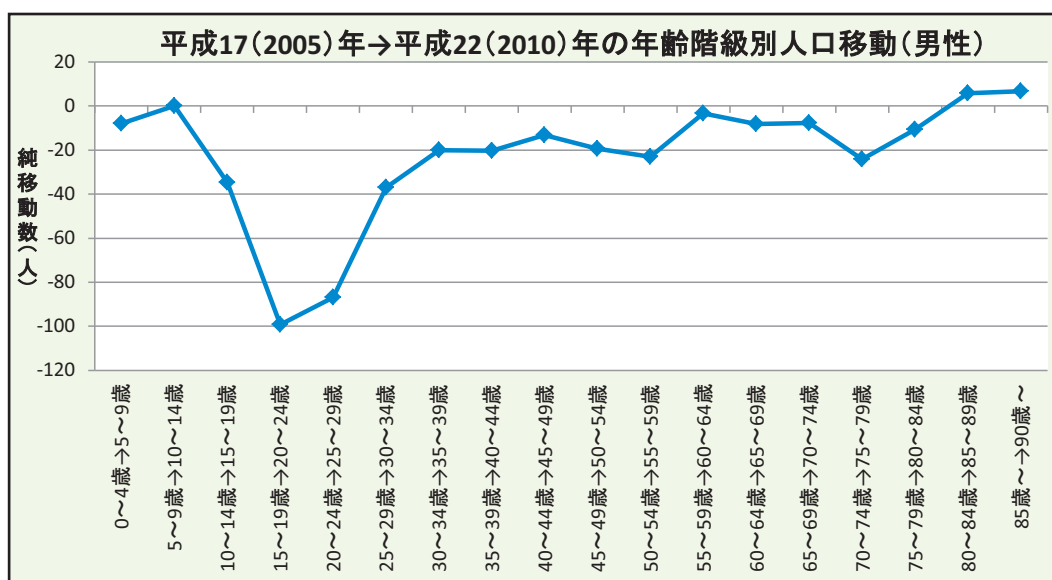
①男性

平成17年から平成22年の5年間に於ける総人口は減少を続けているため、各年代別の純移動数においても大多数がマイナスとなっています。

特に、10～14歳から15～19歳、15～19歳から20～24歳、20～24歳から25～29歳になるときに大幅な転出超過となっています。

これら転出超過の要因としては大学進学、就職による転出が大きく影響していると考えられます。

図表 平成17(2005)年→22(2010)年の年齢階級別人口移動(男性)

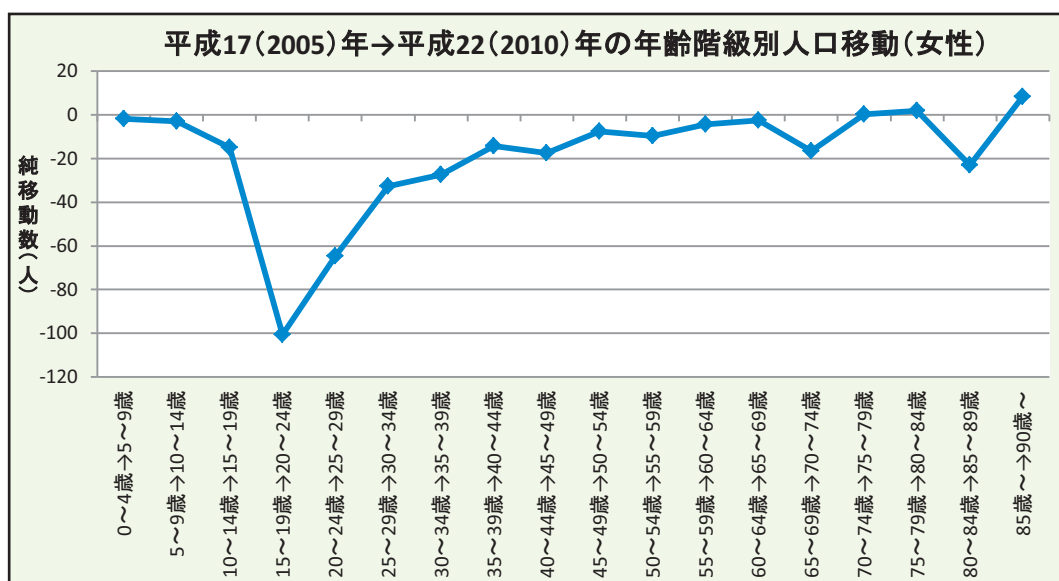


②女性

女性も男性と同様に、各年代別の純移動数においても大多数がマイナスとなっており、特に10～14歳から15～19歳、15～19歳から20～24歳、20～24歳から25～29歳になるときに大幅な転出超過となっていますが、男性に比べ女性の方が純移動数は少なく、町内に留まる方が男性に比べて多いことがわかります。

これら転出超過の要因としては大学進学、就職による転出が大きく影響していると考えられます。

図 平成17(2005)年→22(2010)年の年齢階級別人口移動（女性）



（２）性別・年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向

①男性

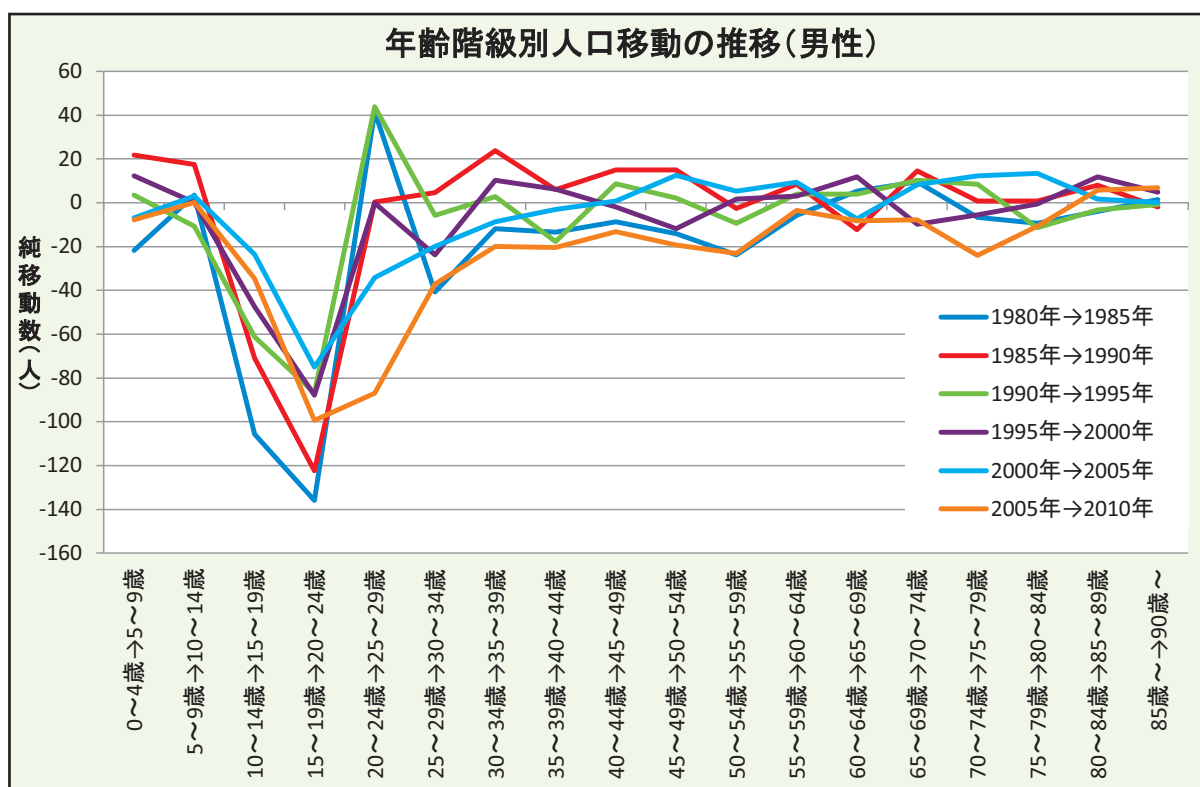
昭和55年以降、5年ごとの人口移動の状況をみると、各5年間とも10～14歳から15～19歳、15～19歳から20～24歳になるときに大幅な転出超過となっており、特にバブル経済期を含む1980年代が突出しており、都心への流出が多くあったと考えられます。

20～24歳から25～29歳になるときは各5年間の年代別で差が大きくなっていますが、高度経済成長期後やバブル経済崩壊後において進学や就職により都心へ流出した人のUターンがあったと考えられます。

しかし近年では、都心へ一旦流出した若者層は、そのまま就職等をするなど、Uターンするケースが少なくなっていると考えられます。

2005→2010年は生産年齢人口において転出数が多くなっていますが、これはリーマンショックの影響による転出が大きな要因であると考えられます。また老年人口においては施設への入所による転出が考えられます。

図 年齢階級別人口移動の推移（男性）

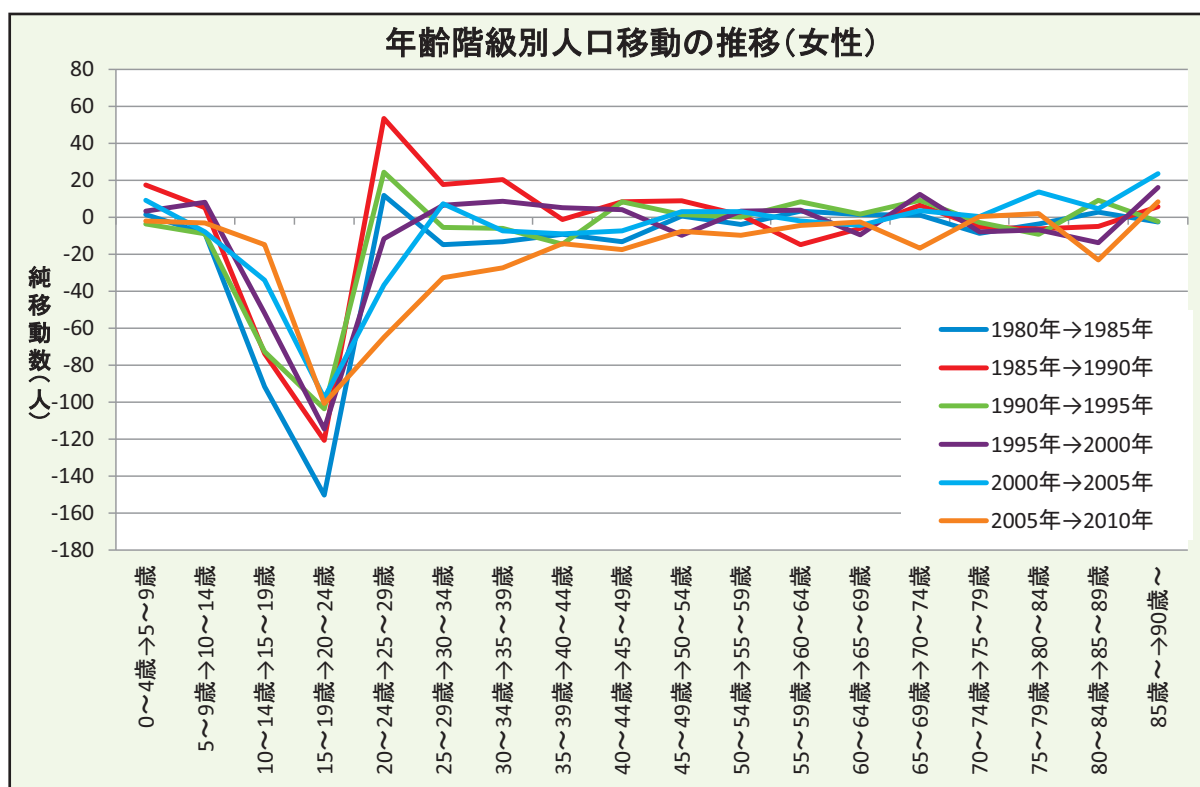


②女性

女性については、10～14歳から15～19歳、15～19歳から20～24歳になるときに大幅な転出超過となっています。特にバブル経済期を含む1980年代が突出しており、都心への流出が多くあったと考えられます。

20～24歳から25～29歳になるときは、1995年以前は都心や静岡県からのUターン、結婚による転入があったと考えられます。また、2000年以降で転出超過となっており、都心へ流出した人は、そのまま就職等しているケースが多いと考えられます。

図 年齢階級別人口移動の推移（女性）



第2章 将来人口推計

1. 将来推計人口

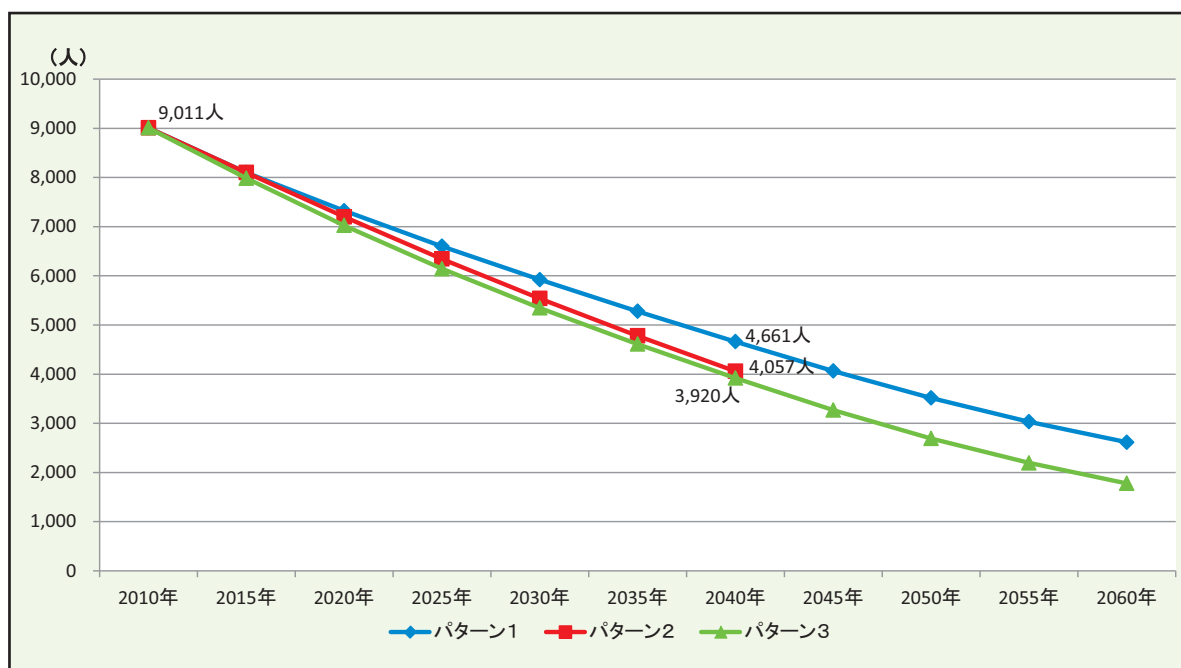
(1) 社人研推計（パターン1）と日本創成会議推計（パターン2）、町独自推計（パターン3）による総人口推計の比較

社人研推計と日本創成会議推計、町独自推計による平成52(2040)年の総人口は、それぞれ4,661人、4,057人、3,920人となっており、約740人の差が生じています。

本町は、人口が転出超過基調にあり、全国の総移動数が平成22（2010）年から平成27（2015）年までと概ね同水準で推移するとの仮定に基づく推計では、人口減少が一層進む見通しとなっています。

さらに、直近10年の合計特殊出生率、平成17（2005）年～平成22（2010）年の純移動率が今後も続くとの仮定に基づく町独自の推計では、人口減少が加速する見通しとなっています。

図 社人研推計と日本創成会議推計、町独自推計による総人口推計の比較



<参考—人口推計のパターンについて>

- パターン1：平成52（2040）年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、平成72（2060）年まで推計した場合を示しています。
- パターン2：日本創成会議において、全国の移動総数が概ね一定水準との仮定の下で平成52年までの推計が行われたものであり、これに準拠するため、平成52年までの表示としています。
- パターン3：町独自推計であり、合計特殊出生率が1.41、かつ平成17（2005）年～平成22（2010）年の純移動率が今後も続くと仮定した場合を示しています。

（２）人口減少段階の分析

社人研推計でみると、本町の人口減少段階は、平成22年以降も減少基調で推移する中、平成32年までは、老年人口が増加する「第１段階」、その後老年人口が横ばいから微減で推移する「第２段階」に移行し、平成42年には老年人口も減少し、「人口急減」とも言える事態が切迫している段階である「第３段階」に入るものと推計されます。

図 人口減少段階

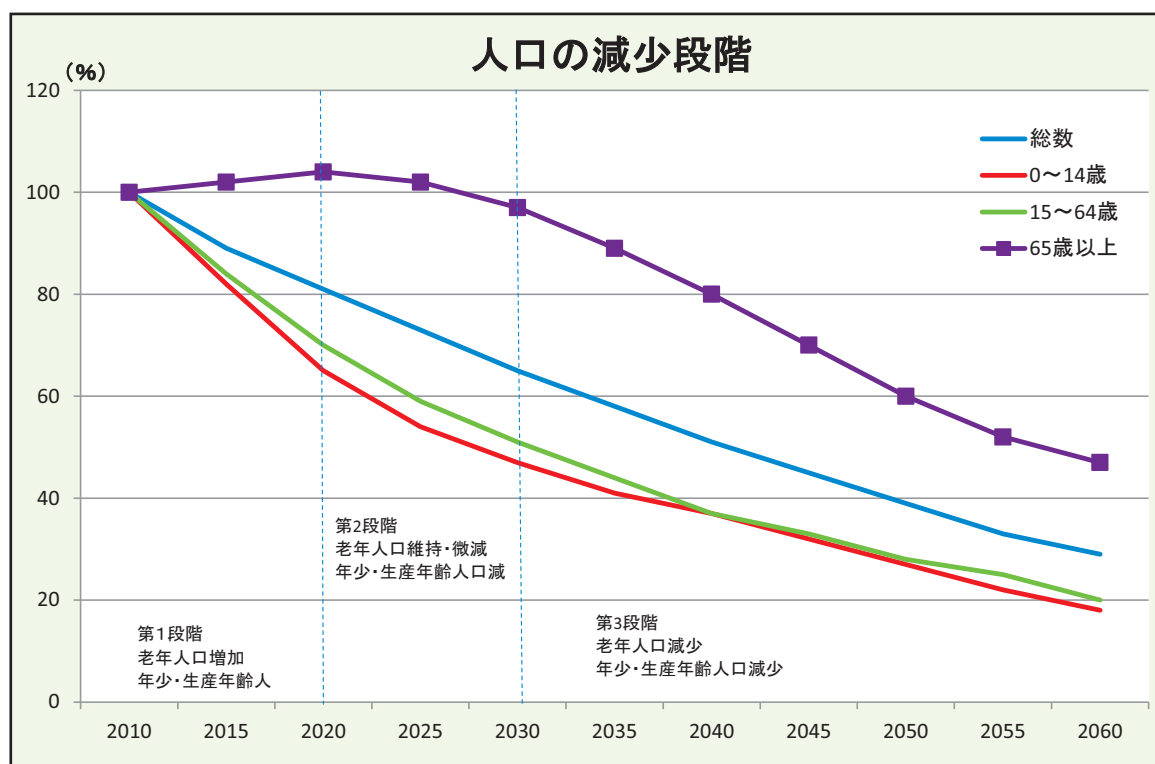


表 南部町の「人口減少段階」

	H22 (2010) 年	H52 (2040) 年	H22年を100とした場 合のH52年の指数	人口減少 段階
老年人口	3038	2441	80	3
生産年齢人口	5094	1895	37	
年少人口	879	325	37	

＜参考－人口減少段階について＞

- ・人口減少は、一般的に、総人口が減少する中、
第１段階：老年人口は増加している段階
第２段階：老年人口の横ばい・微減
第３段階：老年人口の減少
の３つの段階を経て進行するとされています。
- ・「第１段階」の場合は、人口減少スピードはそれほど速くないものの、「第二・第三段階」は「人口急減」とも言える事態が切迫していると分析されています。

2. 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析

本町は、自然増減の影響度が「3（影響度105～110%）」であり、現在の出生率が低いことが人口減少に大きく影響していることがわかります。

また、社会増減の影響度は「4（影響度120～130%）」であり、現在の転出超過が大きいことが、出生率が低いこと以上に人口減少に大きく影響していることがわかります。

このため、出生率の上昇につながる施策及び人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少度合いを抑えること、さらには歯止めをかける上で効果的であると考えられます。

表 自然増減、社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション1の2040年推計人口 パターン1の2040年推計人口 ⇒ 5,058（人）／ 4,661（人） 108.5%	3
社会増減の影響度	シミュレーション2の2040年推計人口 シミュレーション1の2040年推計人口 ⇒ 6,524（人）／ 5,058（人） 129.0%	4

<参考一自然増減、社会増減の影響度について>

- ・社人研推計準拠の推計方法をベースに2つのケース設定によるシミュレーションを行い、人口減少に及ぼす自然増減、社会増減の影響度を分析しています。
- シミュレーション1：合計特殊出生率が平成42(2030)年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定して推計するケース
- シミュレーション2：合計特殊出生率が平成42(2030)年までに人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定して推計するケース

■自然増減の影響度

- ・シミュレーション1の平成52(2040)年の総人口／社人研推計準拠の平成52(2040)年の総人口）の数値に応じて、影響度を5段階で整理
- ・影響度の数値が大きいほど、人口減少に対する出生の影響度が大きい（現在の出生率が低い）ことを意味しています。

■社会増減の影響度

- ・シミュレーション2の平成52(2040)年の総人口／シミュレーション1の平成52(2040)年の総人口）の数値に応じて、影響度を5段階で整理しています。
- ・影響度の数値が大きいほど、人口移動の影響度が大きい（現在の転出超過が大きい）ことを意味しています。

3. 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

本町の人口が今後とも減少し続けた場合、地域の将来にどのような影響を与え得るか想定すれば次のことが考えられます。

(1) 産業面への影響

- ・担い手不足から、耕作放棄地が増加するとともに、農業生産が停滞または縮小する。
- ・担い手不足から森林の管理が不十分となり、国土保全などの多面的な機能を有する森林の荒廃化が進む。
- ・製造業等は、安定的な人材の確保が困難となり、廃業や規模の縮小を余儀なくされるほか、交通利便性の高まりから進出が予想される企業も、進出を躊躇する可能性がある。
- ・商業マーケットの規模が縮小され、個人店舗のほか、スーパーマーケット等の中規模の店舗も撤退するなど、日常的な買い物の利便性が低下する。

(2) 医療・福祉面への影響

- ・少子高齢化により、社会保障制度の運用の適正化に加え、維持そのものが困難になる可能性がある。
- ・人材不足から、医療・介護サービスが低下する。また、老老介護など、家族・家庭内で負担が増加する。
- ・小児科や産婦人科など、医院・診療所の診療科目が廃止されるなど、出産から子育てに至る安心感が低下する。

(3) 子育て・教育面への影響

- ・若年層の女性人口が減少し続けることにより、さらに一層の少子化が進展する。
- ・少子化により学校等の統廃合が進み、通学時間の長時間化など子どもに与える負担が子育て世代に敬遠され、子育て世代の町外への転出につながるおそれがある。

(4) 地域コミュニティ面への影響

- ・地域コミュニティや集落などの維持が困難になる。また地域の伝統芸能やまつり・行事などを次世代に継承することが困難になる。
- ・地域コミュニティを構成する住民の年齢層のバランスが崩れ、様々な活動が硬直化する。
- ・過度に縮小化が進む地域では、買い物や医療、各種の行政サービス等が身近な場所で受けることが困難になる。

(5) 行財政運営面への影響

- ・人口減少や産業の停滞・縮小により税収が減少し、これらに応じて様々な行政サービス量が縮小される可能性がある。
- ・歳入にみあった公共施設の運営管理を進める視点から、施設の統廃合を進めざるを得なくなり、身近に施設サービスを受けることが困難になる可能性がある。

第3章 人口の将来展望

1. 目指すべき将来の方向

(1) 人口動向の現状認識

日本の総人口は、2008(平成20)年前後をピークとして減少に転じるとともに人口減少社会に突入しています。

本町は高度経済成長期以降、一貫して減少傾向で推移しており、2010(平成22)年には1万人を初めて割り込む9,011人まで減少しました。社人研の推計によると、今後本町の人口は、2040(平成52)年に約4,100人弱まで落ち込むと推計されています。

人口減少の段階は、2020(平成32)年までが、若年人口は減少するが老年人口は増加する「第1段階」となり、それより先の2030(平成42)年までが、若年人口の減少が加速化するとともに老年人口が横ばいもしくは微減へ転じる「第2段階」、それより先は若年人口の減少が一層加速化し老年人口も減少していく「第3段階」に移行すると推測されます。

自然増減については、1990(平成2)年以降、死亡数が出生数を上回る自然減に転じており、2010(平成22)年以降は、毎年概ね100人以上の自然減となっています。この要因として、出生数の減少があげられ、2007(平成19)年以降、50人を大きく割り込む状況にあります。

社会増減については、2000(平成12)年以降、一部の年次を除き、ほぼ100人前後の転出超過で推移しています。

年齢階級別の人口移動では、進学時期にあたる15～19歳及び社会人となる20歳代で転出超過となり、特に就職等の時期にあたる20～24歳での流出超過数は非常に大きなものとなっています。

このように、男女ともに10歳代後半から20歳代の町外への転出が、出生数の減少につながり、その母数の少ない若年層が再び町外に転出していくという、人口の増加・維持の観点からみた「負の循環」に陥っているのが現状と認識されます。

(2) 基本的視点

人口動向の現状認識を踏まえ、人口減少に歯止めをかけるための的確な施策を展開するには、今後の次の3つの基本的視点にたって取り組みを進めることが重要と考えます。

基本的視点1・・・人口減少問題を正確に捉えるため、指標情報を継続的に収集し、分析する

- ・現在も進行している人口減少問題がどの程度、どのような原因で起こっているかを知らなければ解決に向けた対策は立てられません。そのため、現在起こっている事態を、的確に捉えるための指標を定め、継続的観測し続ける必要があります。
- ・分析は、国・県・周辺都市を含めた広域レベルの観点から多角的に行い、正確かつ客観的にする必要があると考えます。

基本的視点2・・・「選択と集中」の考え方のもと、できることを着実に行う

- ・人口減少対策として、社会減に対しては、主に若年人口の減少を食い止め、まちに活力を取り戻すことに注力します。
- ・自然減に対しては、主に出産・子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境を整え、長期的な観点から人口構造の若返りを図るための施策として推進します。
- ・これらの取り組みは、5年後の平成32年には、「人口急減とも言える事態が切迫している」と捉えられる「第3段階」に人口減少段階に入ると予測されている視点に立ち、本町の現状を正確に捉えた上で、できることから着実にやっていくことが必要と考えます。

基本的視点3・・・まず「住んでもいいと思えるまち」へ、さらに「住みたいまち」へと

まちづくりを展開する

- ・人口減少対策の根本は、「住み、家庭を築き、子どもを産み育てていく暮らしの場」として、南部町が「希望と魅力を感じることでできるまち」となることと考えます。
- ・そのためには、若者世代が自らの希望に基づき結婚し、安心して子どもを産み、育てることができる環境があること、老年世代にとっても、自身が健康で快適な生活環境の中で暮らしながら、自らの知識や経験が周囲から必要とされ続け、日々の生活に生きがいを感じられる環境があることが重要な視点になると考えます。
- ・人口の構造を変えていくこと、そのために「住みたい」と選択されるまちとなることには、長い時間を要すると考えられます。このことから、長期的な視点を持ちつつも、まずは「住んでもいい」と思えるまちとして、豊かな自然環境を活かした住環境や医療・福祉、教育、雇用、子育て環境等を総合的に整えること必要と考えます。

(3) 目指すべき将来の方向

将来の方向性 1 【しごとをつくる】

- ・「しごと」は、住民の暮らしを支える上で最も基本的かつ必要不可欠な要素であり、人口維持の根幹となります。
- ・「しごと」のあるところに「ひと」は集まり、「ひと」の集まるところに「しごと」は生まれると考えることが必要です。
- ・本町の特性を活かしながら、将来にわたり住民が安心して暮らし続けることのできる安定した雇用と就労環境を創出します。

将来の方向性 2 【南部町への人の流れをつくる】

- ・人口の社会増減を均衡するために、本町への新たな「ひと」の流れをつくる必要があることから、特に若年層、子育て層を中心とした転入・定住に関する各種の取り組みを展開していきます。
- ・あわせて、地域特性を活かした取り組みを展開していくことで、交流人口の拡大を図り、本町の認知度も高めていくこととします。

将来の方向性 3 【若い世代の結婚・出産・子育てを支える】

- ・町では未婚率の上昇や出生率の低下等も人口減少の要因の一つとなっています。
- ・人口構造の転換・安定のためにも、早急に阻害要因を取り除き、安心して出産・育児ができる環境、仕事と子育てが両立できる環境等を構築し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえられるまちを創出します。

将来の方向性 4 【時代に合った地域づくり・安心な暮らし・地域間連携を進める】

- ・誰もが安心して豊かに暮らせるまちとしていくため、将来にわたって「住みたい」と選択されるまちを目指します。
- ・特に、生活圏が隣接する静岡県の「富士・富士宮圏域」に含まれる現状を捉え、町単独で自立することを目指したまちづくりではなく、広域的な役割分担と連携により、機能的で効率的なまちづくり・圏域づくりを進めることが必要と考えます。
- ・さらに、まちの拠点に暮らしの機能を集約することで、日々の暮らしに便利で、かつ費用対効果の高いまちづくりを目指します。

2. 人口の将来展望

(1) 基本的考え方

本町における将来人口について、次の基本的な考え方に基づき、将来を展望するものとします。

【合計特殊出生率について】

○国が示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の考え方を踏まえ、次の合計特殊出生率を想定します。

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現することで、平成 42 年(2030 年)には、国民希望出生率に準じて山梨県が算出した南部町の希望出生率 1.90 の達成を想定する。
- ・平成 72 年(2060 年)に国全体で 1 億人程度の人口の確保を実現するため、平成 52 年(2040 年)に合計特殊出生率 2.07 の達成を想定する。

【純移動率について】

○「(3) 目指すべき将来の方向」を踏まえ、「しごとをつくり」「南部町への人の流れをつくる」ことによって、特に若年層、子育て層を中心とした転入(I・Uターン)・定住を実現し、社人研推計による純移動率のうち、「10～14 歳→15～19 歳」「15～19 歳→20～24 歳」を除く各年齢層について、次の純移動率を想定する。

- ・社人研推計の平成 22 年(2010 年)→平成 27 年(2015 年)の純移動率に対し、平成 42 年(2030 年)に転出超過を半減(マイナスを示す純移動率を半減)させ、平成 72 年(2060 年)に転入・転出の均衡(純移動率=0)の達成を想定する。
- ・社人研推計の純移動率のうち、転入超過を示す純移動率 0 以上の年齢層については、当該純移動率を用いる。

※なお、想定年次までの「合計特殊出生率」「純移動率」は、等差によって増加または、減少するものとし、次の数値を想定します。

表 「合計特殊出生率」「純移動率」の想定

		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)	平成57年 (2045年)	平成62年 (2050年)	平成67年 (2055年)	平成72年 (2060年)	
合計特殊出生率		1.41	1.53	1.65	1.77	1.90	1.99	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	
純移動率	男	0～4歳→5～9歳	-0.04549	-0.03981	-0.03413	-0.02845	-0.02275	-0.01896	-0.01517	-0.01138	-0.00759	-0.00380	0.00000
		5～9歳→10～14歳	-0.00693	-0.00607	-0.00521	-0.00435	-0.00347	-0.00289	-0.00231	-0.00173	-0.00115	-0.00057	0.00000
		10～14歳→15～19歳	-0.09687	-0.09687	-0.07015	-0.07026	-0.07066	-0.07071	-0.07091	-0.07091	-0.07091	-0.07091	-0.07091
		15～19歳→20～24歳	-0.21675	-0.21675	-0.14598	-0.14563	-0.14630	-0.14739	-0.14775	-0.14775	-0.14775	-0.14775	-0.14775
		20～24歳→25～29歳	-0.21719	-0.19004	-0.16289	-0.13574	-0.10860	-0.09050	-0.07240	-0.05430	-0.03620	-0.01810	0.00000
		25～29歳→30～34歳	-0.11506	-0.10068	-0.08630	-0.07192	-0.05753	-0.04794	-0.03835	-0.02876	-0.01917	-0.00958	0.00000
		30～34歳→35～39歳	-0.06747	-0.05904	-0.05061	-0.04218	-0.03374	-0.02812	-0.02250	-0.01688	-0.01126	-0.00564	0.00000
		35～39歳→40～44歳	-0.06398	-0.05598	-0.04798	-0.03998	-0.03199	-0.02666	-0.02133	-0.01600	-0.01067	-0.00534	0.00000
		40～44歳→45～49歳	-0.03710	-0.03246	-0.02782	-0.02318	-0.01855	-0.01546	-0.01237	-0.00928	-0.00619	-0.00310	0.00000
		45～49歳→50～54歳	-0.04363	-0.03818	-0.03273	-0.02728	-0.02182	-0.01818	-0.01454	-0.01090	-0.00726	-0.00362	0.00000
		50～54歳→55～59歳	-0.00013	-0.00013	0.00081	0.00356	0.00665	0.00586	0.00682	0.00682	0.00682	0.00682	0.00682
		55～59歳→60～64歳	-0.01875	-0.01641	-0.01407	-0.01173	-0.00938	-0.00782	-0.00626	-0.00470	-0.00314	-0.00158	0.00000
		60～64歳→65～69歳	-0.02495	-0.02183	-0.01871	-0.01559	-0.01248	-0.01040	-0.00832	-0.00624	-0.00416	-0.00208	0.00000
		65～69歳→70～74歳	-0.02678	-0.02343	-0.02008	-0.01673	-0.01339	-0.01116	-0.00893	-0.00670	-0.00447	-0.00224	0.00000
		70～74歳→75～79歳	0.04332	0.04332	0.03130	0.03198	0.02490	0.02781	0.04180	0.04180	0.04180	0.04180	0.04180
		75～79歳→80～84歳	-0.02914	-0.02550	-0.02186	-0.01822	-0.01457	-0.01214	-0.00971	-0.00728	-0.00485	-0.00242	0.00000
		80～84歳→85～99歳	0.01858	0.01858	0.02032	0.02146	0.02135	0.02583	0.01582	0.01582	0.01582	0.01582	0.01582
		85歳～→95歳～	0.05889	0.05889	0.05656	0.05594	0.05201	0.05325	0.06496	0.06496	0.06496	0.06496	0.06496
	女	0～4歳→5～9歳	-0.01965	-0.01720	-0.01475	-0.01230	-0.00983	-0.00819	-0.00655	-0.00491	-0.00327	-0.00163	0.00000
		5～9歳→10～14歳	-0.01867	-0.01634	-0.01401	-0.01168	-0.00934	-0.00778	-0.00622	-0.00466	-0.00310	-0.00154	0.00000
		10～14歳→15～19歳	-0.04827	-0.04827	-0.03468	-0.03480	-0.03502	-0.03503	-0.03528	-0.03528	-0.03528	-0.03528	-0.03528
		15～19歳→20～24歳	-0.25513	-0.25513	-0.17117	-0.17027	-0.17049	-0.17126	-0.17161	-0.17161	-0.17161	-0.17161	-0.17161
		20～24歳→25～29歳	-0.20674	-0.18090	-0.15506	-0.12922	-0.10337	-0.08614	-0.06891	-0.05168	-0.03445	-0.01722	0.00000
		25～29歳→30～34歳	0.00457	0.00457	0.00602	0.00719	0.00903	0.00962	0.01180	0.01180	0.01180	0.01180	0.01180
		30～34歳→35～39歳	-0.08731	-0.07640	-0.06549	-0.05458	-0.04366	-0.03638	-0.02910	-0.02182	-0.01454	-0.00726	0.00000
		35～39歳→40～44歳	-0.05052	-0.04421	-0.03790	-0.03159	-0.02526	-0.02105	-0.01684	-0.01263	-0.00842	-0.00421	0.00000
		40～44歳→45～49歳	-0.04934	-0.04317	-0.03700	-0.03083	-0.02467	-0.02056	-0.01645	-0.01234	-0.00823	-0.00412	0.00000
		45～49歳→50～54歳	-0.02081	-0.01821	-0.01561	-0.01301	-0.01041	-0.00868	-0.00695	-0.00522	-0.00349	-0.00176	0.00000
		50～54歳→55～59歳	-0.02208	-0.01932	-0.01656	-0.01380	-0.01104	-0.00920	-0.00736	-0.00552	-0.00368	-0.00184	0.00000
		55～59歳→60～64歳	-0.01383	-0.01210	-0.01037	-0.00864	-0.00692	-0.00577	-0.00462	-0.00347	-0.00232	-0.00117	0.00000
		60～64歳→65～69歳	-0.00766	-0.00670	-0.00574	-0.00478	-0.00383	-0.00319	-0.00255	-0.00191	-0.00127	-0.00063	0.00000
		65～69歳→70～74歳	0.00699	0.00699	0.00558	0.00315	0.00386	0.00622	0.00992	0.00992	0.00992	0.00992	0.00992
		70～74歳→75～79歳	-0.00539	-0.00472	-0.00405	-0.00338	-0.00270	-0.00225	-0.00180	-0.00135	-0.00090	-0.00045	0.00000
		75～79歳→80～84歳	-0.00703	-0.00615	-0.00527	-0.00439	-0.00352	-0.00293	-0.00234	-0.00175	-0.00116	-0.00057	0.00000
		80～84歳→85～99歳	-0.05626	-0.04923	-0.04220	-0.03517	-0.02813	-0.02344	-0.01875	-0.01406	-0.00937	-0.00468	0.00000
		85歳～→95歳～	0.03672	0.03672	0.03556	0.03239	0.02588	0.02628	0.03799	0.03799	0.03799	0.03799	0.03799

(2) 町の人口の推移と長期的な見通し

「(1) 基本的考え方」で想定した「合計特殊出生率」「純移動率」による推計結果は、次のとおりです。

- ・総人口は、「合計特殊出生率＝1.90」「純移動率半減」を達成する平成42年(2030年)に6,251人となり、社人研推計の5,922人と比較して329人、国全体で1億人規模を達成する平成72年(2060年)に3,658人となり、社人研推計の2,613人と比較して1,045人の増加が見込まれます。
- ・年少人口(0～14歳人口)の比率は、当面は低下するものの、「合計特殊出生率」及び子育て層の転出抑制の効果が平成32年(2020年)以降に現れ始め、「合計特殊出生率＝1.90」を達成する平成42年(2030年)には10.0%で平成22年の水準を回復し、平成72年(2060年)には13.0%まで漸増することが見込まれます。
- ・生産年齢人口(15～64歳人口)の比率は、平成72年(2060年)に転入・転出の均衡(純移動率＝0)の達成まで転出超過を想定しているため漸減し、平成52年(2040年)には40.9%にまで低下するものの、平成72年(2060年)には45.3%まで回復することが見込まれます。
- ・老年人口(65歳以上人口)の比率は引き続き上昇し、平成47年(2035年)には47.7%に達するものの、「合計特殊出生率」及び子育て層の転出抑制の効果により人口の年齢構造が転換され、平成72年(2060年)には41.7%まで低下することが見込まれます。

表 人口の長期的な見通し

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)
総人口(人)	9,011	8,186	7,456	6,814	6,251	5,730
総人口(指数)	1.000	0.908	0.827	0.756	0.694	0.636
0～14歳(人)	879	775	686	653	624	613
15～64歳(人)	5,094	4,297	3,603	3,043	2,669	2,386
65歳以上(人)	3,038	3,114	3,167	3,118	2,958	2,731
75歳以上(人)	1,859	1,808	1,772	1,865	1,957	1,935
年少人口比率(%)	9.8	9.5	9.2	9.6	10.0	10.7
生産年齢人口比率(%)	56.5	52.5	48.3	44.7	42.7	41.6
老年人口比率(%)	33.7	38.0	42.5	45.7	47.3	47.7
後期高齢者人口比率(%)	20.6	22.1	23.8	27.4	31.3	33.8

	平成52年 (2040年)	平成57年 (2045年)	平成62年 (2050年)	平成67年 (2055年)	平成72年 (2060年)
総人口(人)	5,242	4,764	4,331	3,960	3,658
総人口(指数)	0.582	0.529	0.481	0.439	0.406
0～14歳(人)	608	577	537	498	475
15～64歳(人)	2,142	2,005	1,881	1,779	1,659
65歳以上(人)	2,492	2,182	1,913	1,683	1,524
75歳以上(人)	1,806	1,606	1,422	1,217	1,066
年少人口比率(%)	11.6	12.1	12.4	12.6	13.0
生産年齢人口比率(%)	40.9	42.1	43.4	44.9	45.3
老年人口比率(%)	47.5	45.8	44.2	42.5	41.7
後期高齢者人口比率(%)	34.5	33.7	32.8	30.7	29.1

図 人口の長期的な見通し



図 総合戦略の施策効果による年齢3区分別人口構成比の見通し

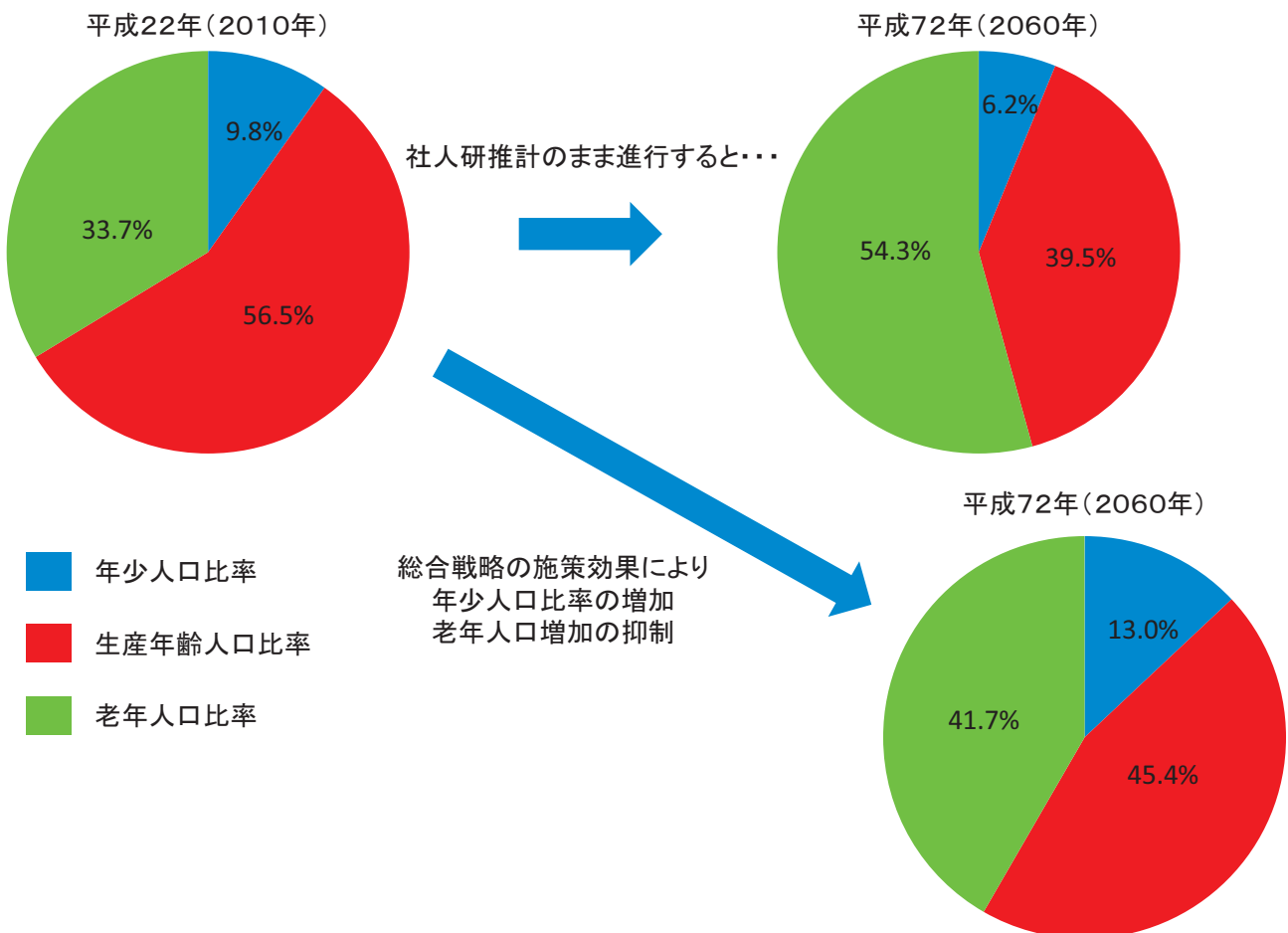
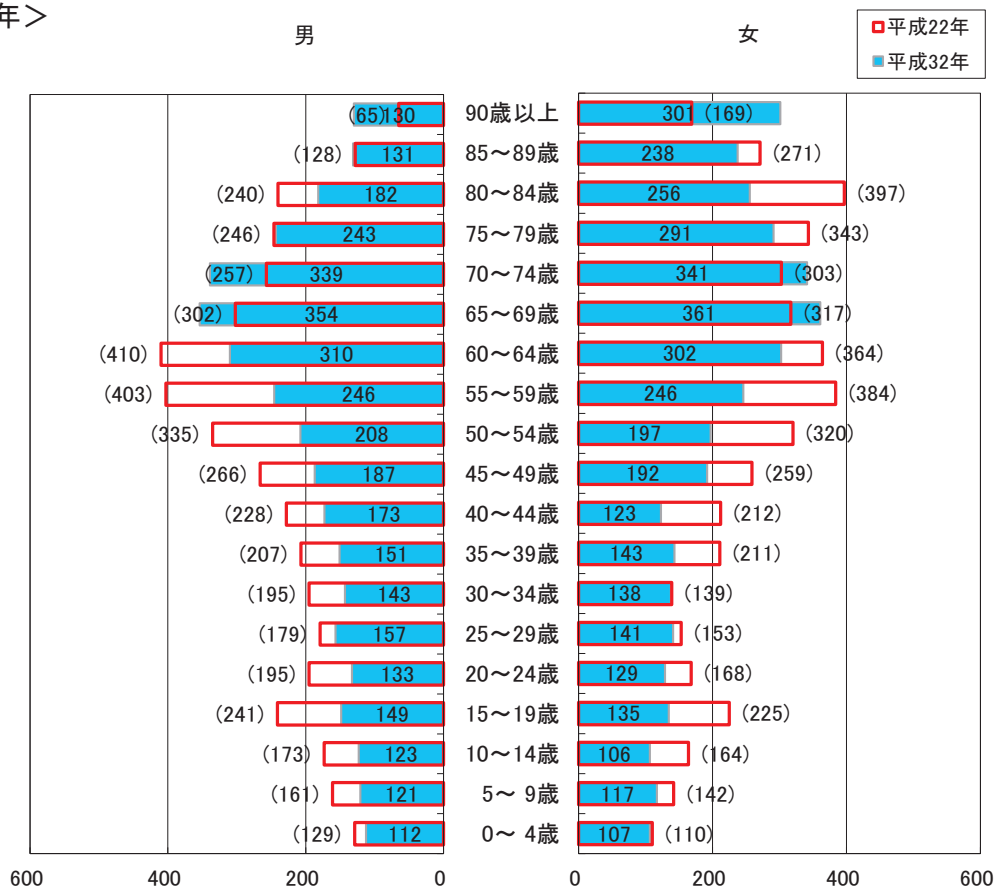
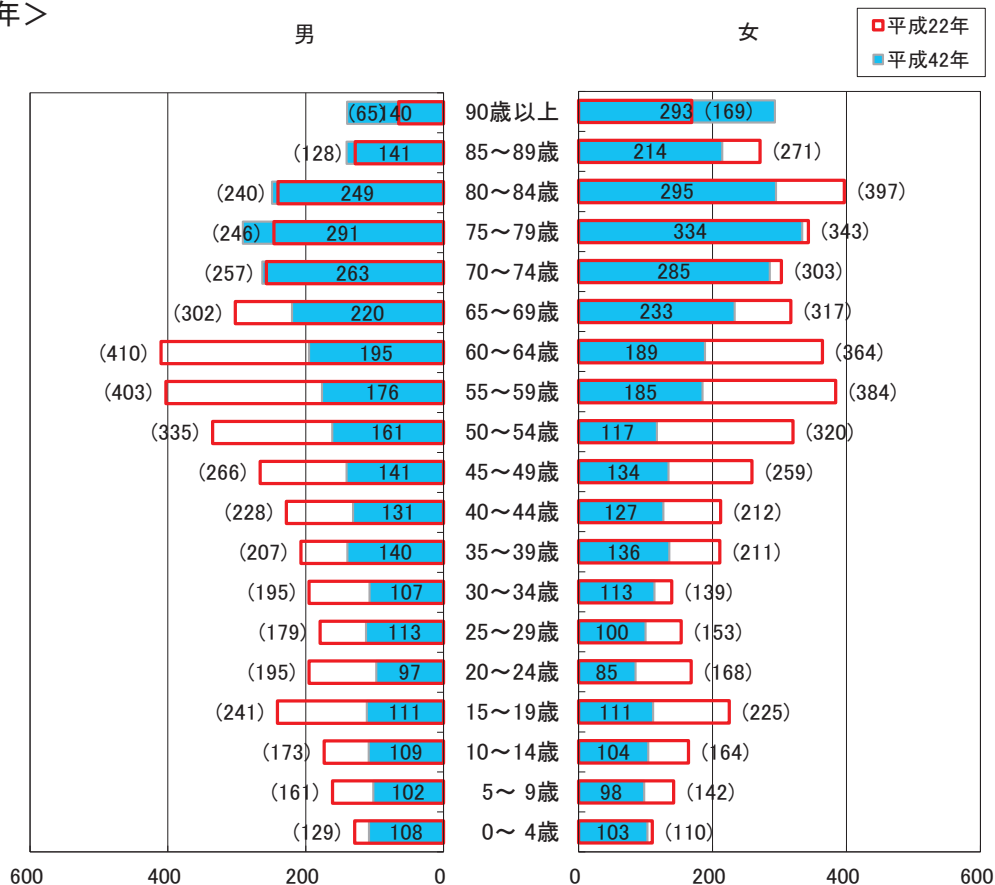


図 南部町将来展望推計結果による人口ピラミッド

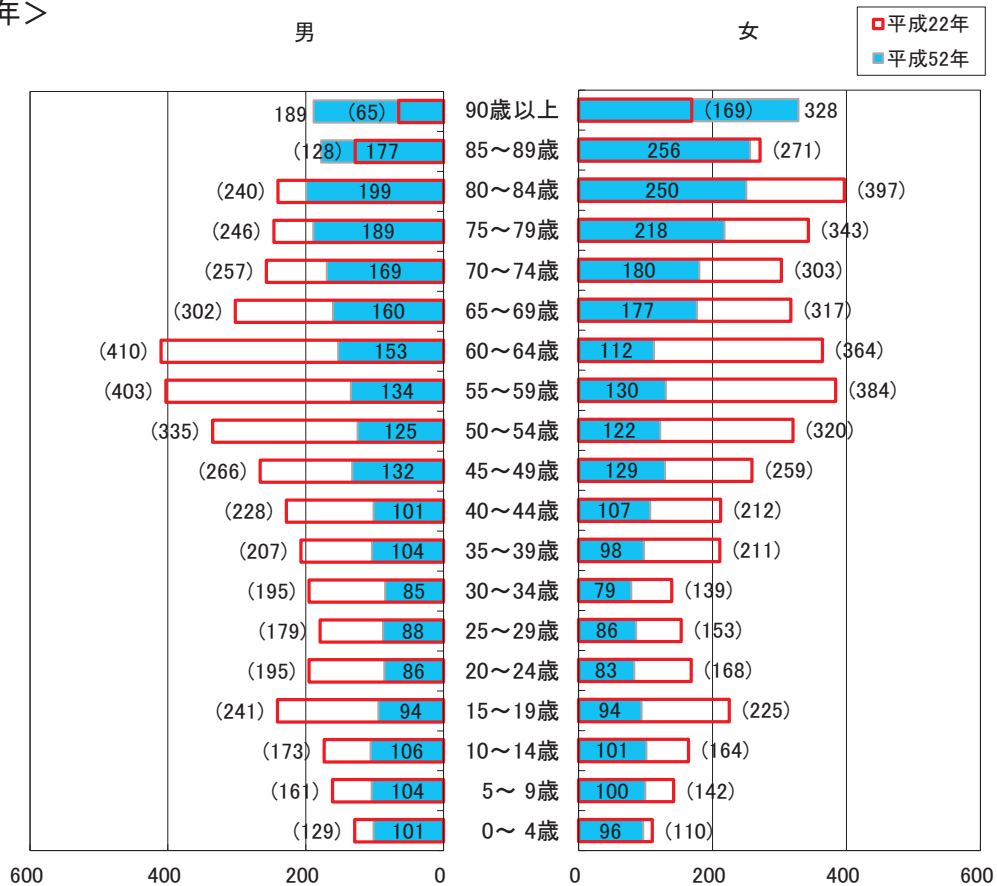
<平成 32 年>



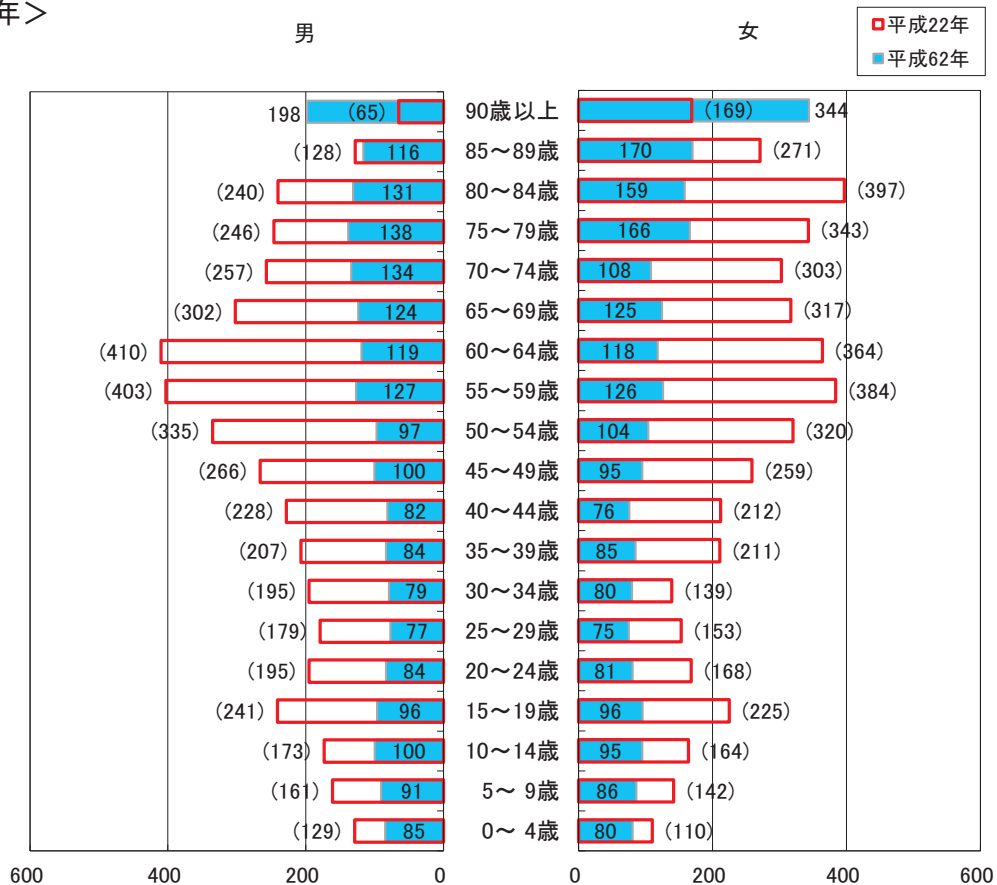
<平成 42 年>



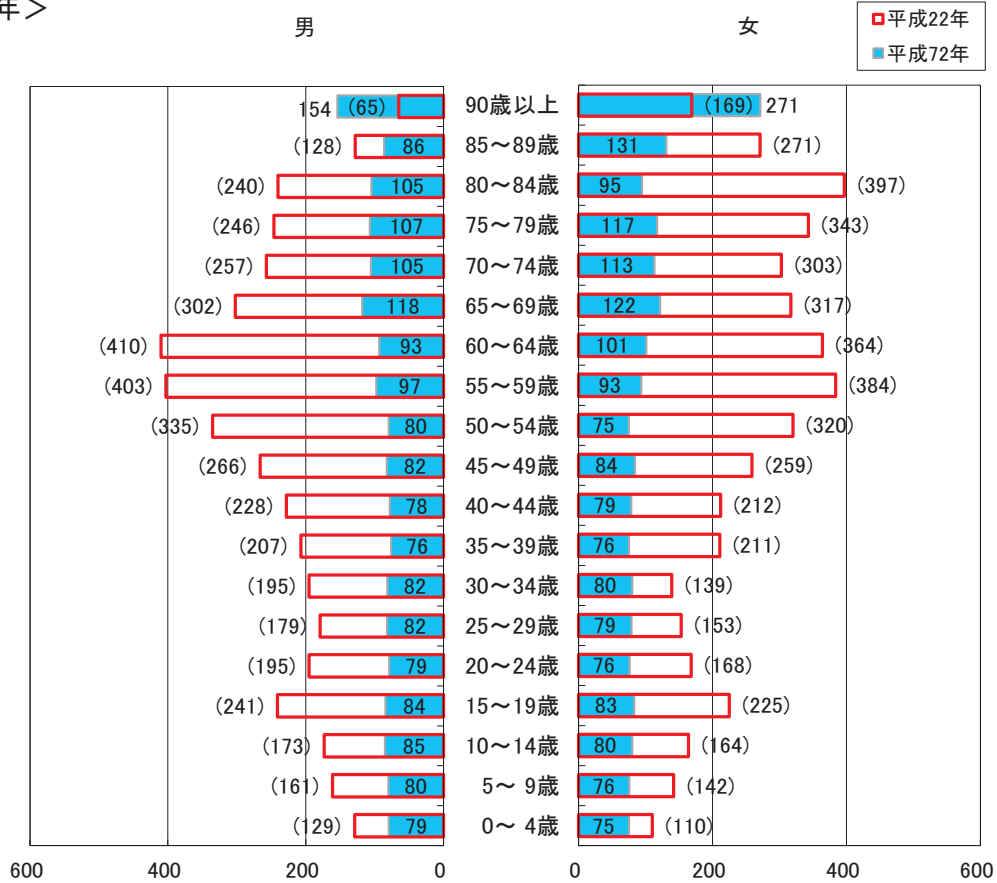
<平成 52 年>



<平成 62 年>



<平成 72 年>



第2編 総合戦略

第1章 まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

1. 「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは

国では、平成26年11月26日に公布された「まち・ひと・しごと創生法」のもと、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」が示され、人口急減・超高齢化という我が国が直面している大きな課題に対して、地方の各自治体がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、政府一体となって取り組むこととなりました。

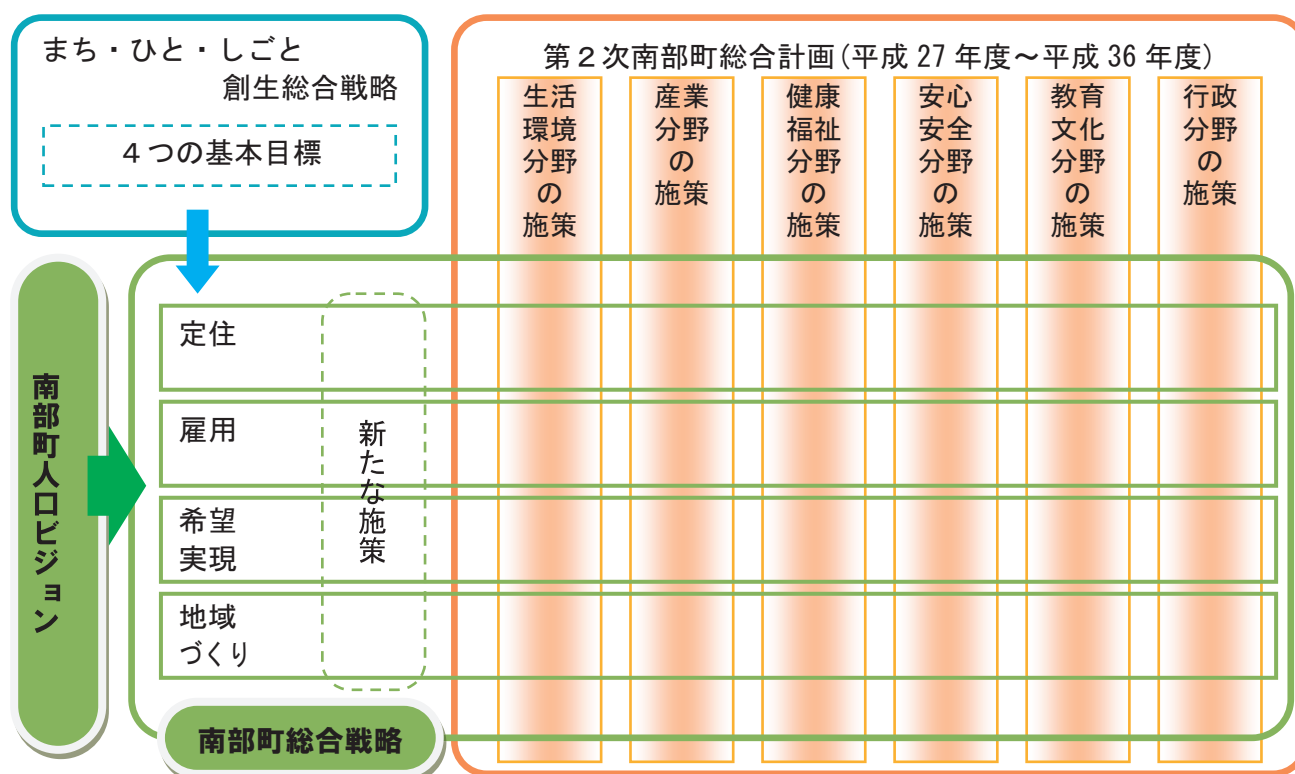
「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」）は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく市町村版の総合戦略であり、町の中・長期的な人口の将来展望を示す「南部町人口ビジョン」をもとに、町の今後5ヶ年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示するものです。

2. 計画期間

総合戦略の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。また、平成32年度以降については、その後の施策の進捗状況や国の動向を踏まえ、適宜見直していくこととします。

3. 総合戦略と第2次南部町総合計画等との関係性

第2次南部町総合計画（平成27-36年度）は、総合戦略の計画期間である平成27-31年度と重複することを踏まえ、「国の総合戦略が掲げる4つの基本目標」と関連する施策との整合を図りつつ、これに新たな施策を盛り込んでいくことで、「南部町総合戦略」をとりまとめることとします。



4. 長期的な目標人口と総合戦略で目安とする想定人口

長期的な目標人口は、人口ビジョンの将来展望で示した平成72年度の3,658人を基準に、その過程である平成32年度の想定人口7,456人の確保を目標に、施策展開を図ります。

【想定人口実現の考え方】

＜合計特殊出生率について＞

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現することで、平成42年(2030年)には、国民希望出生率に準じて山梨県が算出した南部町の希望出生率1.90の達成を想定する。
- ・平成72年(2060年)に国全体で1億人程度の人口の確保を実現するため、平成52年(2040年)に合計特殊出生率2.07の達成を想定する。

＜純移動率について＞

- ・特に若年層、子育て層を中心とした転入(I・Uターン)・定住を実現し、「10～14歳→15～19歳」「15～19歳→20～24歳」を除く各5歳階層の転出超過を平成42年(2030年)に半減させ、平成72年(2060年)に転入・転出の均衡の達成を想定する。

5. 目指す将来都市像

本計画は、「南部町人口ビジョン」に示す町の中・長期的な人口の将来展望を実現するための施策の基本的方向性や施策を提示するもので、いわば、人口減少の克服と地方創生という課題に特化した計画といえます。このため、目指す将来都市像は、人口減少の克服と地方創生という課題に取り組んだ結果として実現されるまちの姿を掲げる必要があります。

本町においては、平成27年3月に「第2次南部町総合計画」を策定し、その基本構想に「南部町の将来像」を掲げているところであり、本計画に位置づける「人口減少の克服」と「地方創生」以外の施策分野とも連携しながら、この将来像の実現を目指していくことが求められます。

このことから、「第2次南部町総合計画」に定める次の基本理念と将来像を、本計画で目指す将来像とすることとします。

■まちづくりの基本理念

○自然を生かす町

東西に連なる急峻な山々と温暖多雨気候が、本地域の自然環境を形成しています。自然は、人々に恵みをもたらし、時に災害をもたらしてきました。現在の町は、その歴史の上に成り立っています。

本町は、この恵まれた自然を保全し、資源としての魅力を引き出し、活用することにより「自然を生かす町」を目指します。

○暮らしやすい町

本町は、山梨県の最南端に位置し、静岡市(政令指定都市)や富士宮市に隣接しています。これら隣接都市との行き来は、道路網の整備により、さらに容易になりつつあります。

こういった好条件の下、災害に強い町、安心して子育てできる町、就労機会に富む町を築くことにより「暮らしやすい町」を目指します。

○郷土愛を育む町

先人が築いてきた歴史・文化に学び、新たな1ページを書き加えて時代に伝えることは、我々の務めです。

町民一人一人が、町づくりについて考え、行動することが、それぞれの生きがいにつながるよう、そして、それが新たな歴史の1ページとなるよう、協働で町づくりを進めることにより「郷土愛を育む町」を目指します。

■将来像

水と緑が溢れるふれあい豊かな町づくり

※平成16年1月5日に制定された「町のキャッチフレーズ」

第2章 政策分野別の基本目標と施策の方針

1. 総合戦略における政策の体系

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「政策の基本目標」を踏まえ、「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、以下の4つの政策分野を定めます。

4つの政策分野については、「基本目標」として5年後の平成31年（2020年）に実現すべき成果に係る「数値目標」と、講ずべき施策の「基本的方向」を示します。

また、「基本目標」については、それぞれ「主要施策」を定め、「個別の施策」への展開を示すとともに、施策の効果を客観的に検証するための「重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicators）」を設定します。

表：国の総合戦略における「基本目標」と南部町総合戦略の「政策分野」との関係

■ 国総合戦略の「基本目標」

■ 南部町総合戦略の「政策分野」

<基本目標①>

地方における安定した
雇用を創出する



1. 地域資源を活かした魅力的で
安定した仕事をつくる

<基本目標②>

地方への
新しいひとの流れをつくる



2. 子育て層を中心とした人口の
転入と定住をうながす

<基本目標③>

若い世代の結婚・出産・子育て
の希望をかなえる



3. 結婚・出産・子育ての希望を
地域ぐるみで支援する

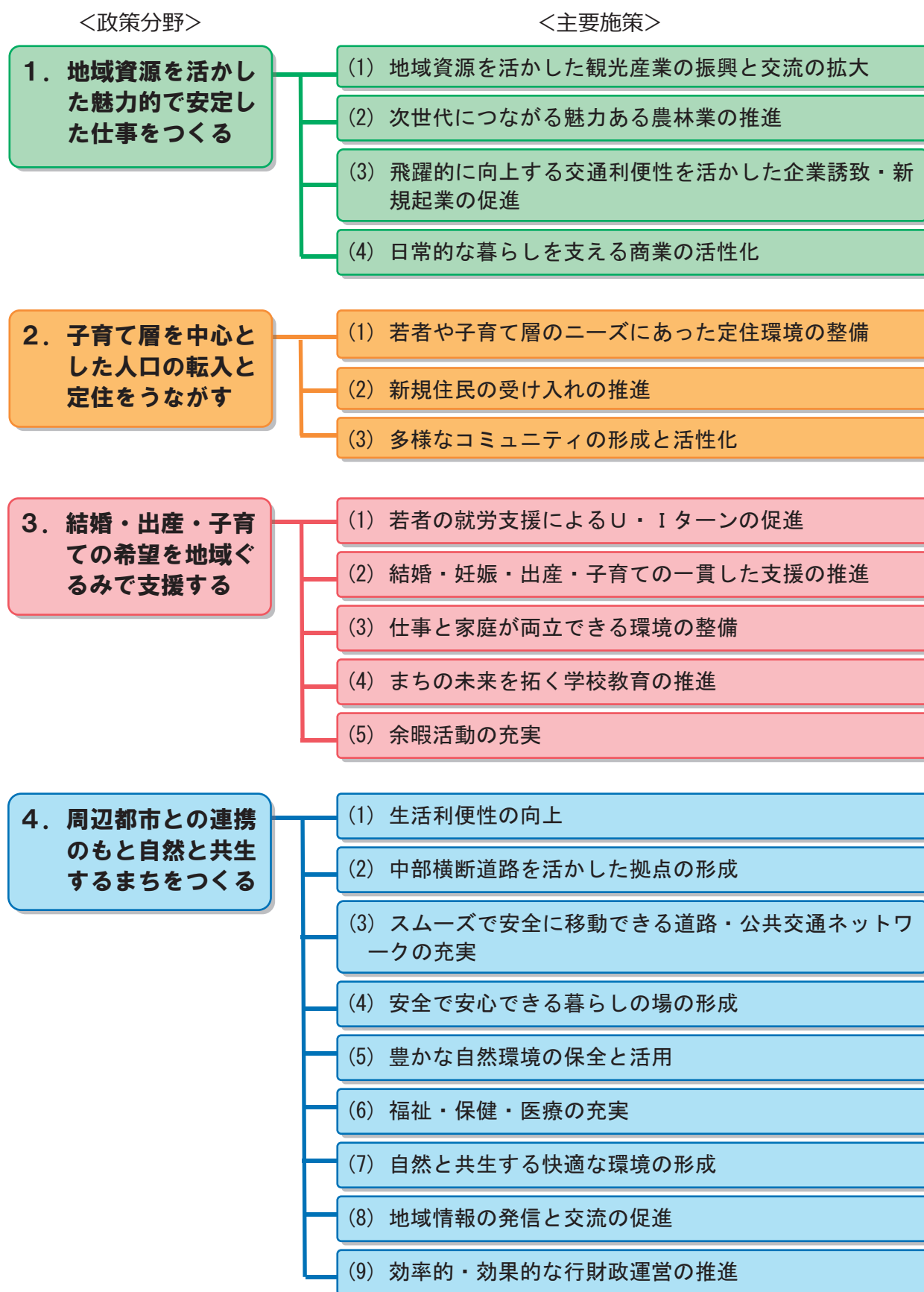
<基本目標④>

時代に合った地域をつくり、
安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する



4. 周辺都市との連携のもと自然
と共生するまちをつくる

表：南部町総合戦略における政策の体系一覧



2. 政策分野の目標と施策の方針

政策分野1

地域資源を活かした魅力的で安定した仕事をつくる

(1) 基本目標（平成31年度）

指 標	基 準 値	目 標 値
年間新規雇用者数	0人	40人

(2) 基本的方向

「しごと」は、「ひと」の暮らしを支える上で最も基本的かつ必要不可欠な要素であり、また、「ひと」の集まる所に「しごと」が生まれるなど、町の活力と持続的な発展を維持する根幹となります。

本町の産業別就業人口を平成12年から平成22年の10年間でみると、第一次産業は－69.0%、第二次産業は－28.5%、第三次産業は－10.3%といずれも減少しており、特に後継者不足が深刻な農業などの第一次産業での減少が顕著となっています。

総合戦略では、こうした町の状況を踏まえ、豊かな自然環境や歴史・文化を活用した観光・レクリエーション産業の確立・活性化を進めるとともに、従来からの主要産業の1つである農林業との連携による6次産業等への展開を図りながら、就業者の若返りや魅力拡大など農林業の振興に取り組むこととします。

また、中部横断自動車の開通・インターチェンジの設置を視野に、飛躍的に向上する交通利便性を活かした企業誘致を進めるとともに、暮らしを支える買い物や各種のサービスを提供する商店や事業所の集積を促すことで、将来にわたり暮らし続けることのできる魅力を持った、安定した雇用と就労環境の創出を目指します。

(3) 施策の方針

<主要施策①> 地域資源を活かした観光産業の振興と交流の拡大

豊かな自然や地域固有の歴史・文化などの資源を活かした観光・交流によるまちの活性化を目指し、民間事業者との連携による新たな観光資源の掘り起こしや観光ルートの設定、農林水産業との連携による高付加価値化、交流促進に向けた情報提供施設の充実や統一されたサイン整備による来訪者への「おもてなし」の充実などにより、町の主要産業の1つとして観光・レクリエーション産業を育成し、新たな「しごと」を創出します。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標(KPI)
観光入込客数	280千人/年(平成26年度)	308千人/年
新規体験型農業等参加者数 (年間)	0人	100人

■個別の施策展開

1-①-A. 観光資源の開発・整備、観光ルートの設定	
施策の内容	○観光ルートの1つとして、東海自然歩道の適切な整備・管理を実施する。 ○活用されていない自然、歴史的資源、文化財等を観光資源として掘り起こし、その整備を進める。 ○広域的なルート設定も視野に入れながら、既存及び新規の観光資源を有機的に連絡する観光ルートを検討し、その整備を進める。 ○JR等の民間企業も巻き込みながら、観光イベントの開発と既存イベントの充実を図る。 <具体の事業等> ・東海自然歩道整備事業 ・観光資源発掘事業 ・観光ルート整備事業 ・観光イベント推進事業
1-①-B. 農林水産業との連携	
施策の内容	○たけのこ掘りなどの体験農業、鮎釣り、陶芸などの芸術体験など、農林水産業と連携した観光を推進する。 <具体の事業等> ・観光・農林水産業連携事業

1－①－C. 情報提供施設の充実、統一されたサイン整備	
施策の内容	○道の駅、なんぶの湯、奥山温泉などの観光情報の受発信機能を強化する。 ＜具体の事業等＞ ・観光情報発信事業

＜主要施策②＞ 次世代につながる魅力ある農林業の推進

本町の基幹産業の1つである農林業を継続的に発展させていくため、地域の農産物や特用林産物などを利用した特産品開発やブランド化を進めるなど、生産流通体制の強化を図るとともに、農業体験や森林ボランティアを軸とした交流事業による遊休農地化・森林の荒廃化の防止に取り組みます。

また、高齢化する従事者や新規就業者の労働条件の改善に向けた生産基盤の整備などにより、「しごと」としての農林業の魅力を高め、次世代へ引き継いでいきます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
遊休農地面積	145ha（平成25年度）	72ha
特産品出荷量（筍）	20t/年 （平成22～26年度平均）	40t/年
林業従業者数	96人 （2010世界農林業センサス）	200人
森林ボランティア登録者数	0人	50人
有害鳥獣による農産物被害額	7,657千円/年（平成26年度）	5,000千円/年

■個別の施策展開

1－②－A. 農林業生産基盤の整備	
施策の内容	○高齢化する従事者や新規就業者の労働条件の改善に向けて、生産基盤を整備する。 ＜具体の事業等＞ ・農林業生産基盤整備事業 ・中山間地域総合整備事業
1－②－B. 担い手の確保	
施策の内容	○就労条件の改善などを図りながら、若者を中心に意欲的な人材の発掘・育成に努めるとともに、新規就業者への支援の充実を図る。 ＜具体の事業等＞ ・農林業担い手育成事業

1-②-C. 遊休農地化の防止	
施策の内容	○JA等と連携した農業の受委託制度の体制整備を進める。 ○農地中間管理機構による農地の流動化を促進する。 ＜具体の事業等＞ ・ 農業受委託制度 ・ 農地流動化促進事業

1-②-D. 生産流通体制の強化	
施策の内容	○新たな品種の活用も含めた特産品の開発、ブランド化、販売促進を進める。 ○南部茶ペットボトルの販売拡大、町内観光施設での直売体制の強化、インターネット等を活用した販路拡大、地産地消の推進など、流通体制の強化・充実を図る。 ○富士川材のPRによる利用促進を図るとともに、高度な加工や広域的な流通システムの研究を進める。 ○たけのこやしいたけ、竹炭などの特産林産物の生産流通体制を整備し、販売の拡大を図る。 ○地場産品を販売する機会を拡大するため、センター施設の整備を進める。環境保全の側面から、間伐材の利用を促進する。 ＜具体の事業等＞ ・ 地域資源を活用した産業活性化事業 ・ 特産品開発事業 ・ 農産物流通体制強化事業 ・ 富士川材流通体制強化事業 ・ 特産林産物流通体制強化事業 ・ 地場産品直売センター整備事業 ・ 間伐材利用促進事業

1-②-E. 交流農業の推進	
施策の内容	○たけのこ掘りなどの体験農業などの農業体験を軸とした交流事業を推進する。 ○都市住民などを対象とする遊休農地を活用した市民農園システムの導入を検討する。 ＜具体の事業等＞ ・ 観光・農林水産業連携事業(再掲) ・ 市民農園推進事業

1－②－F. 森林機能の維持	
施策の内容	○森林組合等と連携した森林施業の共同化や集団化に取り組みながら、皆伐や若齢林等の間伐、複層林化などを進め、森林の適切な管理・保育を目指す。 ○都市住民から発掘した森林ボランティアを活用し、森林の管理・保育を図る。 ○森林空間を活用した都市住民との交流を促進する。 ＜具体の事業等＞ ・ 森林管理・保育事業 ・ 森林ボランティア育成事業 ・ 森林空間活用交流事業
1－②－G. その他の農業振興	
施策の内容	○農業従事者の負担軽減や農作業の効率化などに向けて、農作業の共同化や法人化を検討する。 ○駆除や防除施設の設置などの有害鳥獣対策を推進する。 ＜具体の事業等＞ ・ 共同化・法人化検討事業 ・ 有害鳥獣対策事業

＜主要施策③＞ 飛躍的に向上する交通利便性を活かした企業誘致・新規起業の促進

中部横断自動車道の開通やインターチェンジの設置による交通利便性の飛躍的な向上を見据え、操業の場としての魅力の高い企業誘致用地と質の高い人材の確保により、企業の誘致を促進します。

また、光ファイバ網を基盤としたITを活用し、既存の地場企業の経営強化・活性化を図るとともに、若者の起業に対する希望を叶えられるよう支援することにより、新たな「しごと」を創出します。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
誘致企業数	0社	4社
製造品出荷額	19,985百万円 (2013工業統計調査)	23,181百万円

■個別の施策展開

1－③－A. 企業誘致	
施策の内容	○中部横断自動車道による交通利便性等を勘案した企業誘致用地を整備し、企業誘致を積極的に進める。 ＜具体の事業等＞ ・企業誘致用地整備事業
1－③－B. ITを活用した企業振興	
施策の内容	○ITを活用した町内企業のPR、情報提供を推進するとともに、都市部から離れた場所での事業が可能なSOHOなどの企業やサテライトオフィスの誘致を図る。 ＜具体の事業等＞ ・IT活用型企业振興事業
1－③－C. 地場産業の経営強化	
施策の内容	○商工会や金融機関等との連携により、経営相談、経営診断、経営指導の充実を図る。 ○各種企業支援制度の利用を促進するとともに、異業種交流会などの場を提供する。 ＜具体の事業等＞ ・地場事業経営強化事業

1－③－D. 人材の確保・育成	
施策の内容	○若者等の定住を促進し、進出企業に就労する人材をハローワーク等との連携により確保する。 <具体の事業等> ・人材育成事業

＜主要施策④＞ 日常的な暮らしを支える商業の活性化

日常的な暮らしを支える買い物や各種のサービスを容易に受けることのできる環境は、定住の促進に不可欠であり、町のにぎわいはその活性化に大きな役割を果たすことから、消費者ニーズに対応した商店の経営力の強化・改善や共同仕入れ・配達による巡回買い物サポートカーの運行、独居高齢者等を対象とした家事支援サービスなどの新しい業態の展開などにより、商業の活性化に取り組めます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
新規事業所開業数	0店舗	4店舗
商品販売額	8,143百万円 (平成23年商業統計調査)	8,283百万円

■個別の施策展開

1－④－A. 消費者ニーズへの対応	
施策の内容	○消費者ニーズに対応した商店経営に向けて、商工会や金融機関との連携による相談体制の充実、人材育成、経営支援を図る。 ＜具体の事業等＞ ・地域に密着した魅力ある個店づくり支援事業 ・商店経営強化事業
1－④－B. 新しい試みの促進	
施策の内容	○多店舗が立地する複合商業地の整備を検討する。 ○共同仕入れや共同配達、町内共通商品券などの商業展開を支援する。 ○巡回買い物サポートカーの運行や独居高齢者等を対象とした家事支援サービスなどの新しい業態の小売・サービス業の展開を促進する。 ＜具体の事業等＞ ・複合商業地整備事業 ・商業活性化支援事業 ・ライフサポート事業
1－④－C. ITの利用	
施策の内容	○ITの利用による販売促進を目指した企業や事業展開を支援する。 ＜具体の事業等＞ ・IT活用型商業振興事業

1－④－D. 後継者の育成	
施策の内容	○商工会や金融機関の経営相談の充実等を通じて、地元商店の後継者の育成を支援する。 ＜具体の事業等＞ ・商店後継者育成支援事業

(1) 基本目標（平成31年度）

指 標	基 準 値	目 標 値
転出超過数	262人 (平成22～26年平均)	232人
生産年齢人口(15～64歳人口)	4,570人 (平成27年3月)	3,603人

(2) 基本的方向

本町の人口は高度経済成長期以降ほぼ一貫して減少しており、昭和35年から半世紀を経てほぼ半減し、平成22年は9,011人となっています。その一方で、高齢化は着実に進行しており、平成22年の65歳以上の人口割合は33.7%に達し、全国平均の23.0%、県平均の24.7%を上回る水準にあります。

これら人口減少と少子高齢化の要因は、10歳代後半から20歳代を中心とした転出による社会減と子どもを産み・育てることが期待される年齢層の縮小による出生数の減少と考えられ、既に人口規模を維持できる人口の年齢構造ではない局面に入っているのが現状です。

総合戦略では、これらを踏まえ、特に若い世代や子育て世代をターゲットに転入・定住に関する各種の取り組みを展開していくとともに、本町の豊かな自然や歴史・文化などに魅力を感じ、「住みたい」と考える人を積極的に受け入れていくことによって、本町への新たな「ひと」の流れをつくります。

（３）施策の方針

<主要施策①> 若者や子育て層のニーズにあった定住環境の整備

若者や子育て層の転入や定住を促すため、暮らしの場となる宅地・住宅を豊かな自然環境に配慮しながら積極的に供給します。また、転入や定住を促すための奨励策の導入を金融機関等と検討するなど、本町に住むことのメリットを拡充することとします。

また、本町は県境を越えた富士・富士宮生活圏に含まれるという特性も考慮し、「仕事は町外、住まいは町内」という暮らし方も奨励することにより、周辺都市に居住する本町出身者のＵターンや都市住民のＩターンも促すこととします。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
20・30歳台転入者数	94人（平成22～26年度平均）	135人
Ｕターン世帯数	0世帯	20世帯

■個別の施策展開

2－①－A. 定住の促進	
施策の内容	○自然環境等に恵まれた優良な住宅の供給により、若者のＵ・Ｉターンを促進する。 ○若者のＵ・Ｉターンを促進するため、定住奨励策を検討する。 ○若者や都市住民のＵ・Ｉターンを促進するため、首都圏や静岡県都市部住民に向けた広報活動を実施する。 ○南部町に住み、静岡市等で働くことも奨励し、アクセスの良い地区への住宅の確保やそれらをしやすい雰囲気・環境づくりを進めるとともにハローワーク等と連携した情報提供に努める。 <具体の事業等> ・宅地造成事業 ・定住促進住宅整備事業 ・定住促進支援事業（優遇措置の検討） ・分譲宅地広報事業 ・「南部に住もう」事業
2－①－B. 町営住宅の整備推進	
施策の内容	○若者定住、子育て支援用の町営住宅を整備する。 <具体の事業等> ・町営住宅整備事業

＜主要施策②＞ 新規住民の受け入れの推進

価値観やライフスタイルの多様化が進む中、良好な自然を背景とした豊かな暮らしを希望する人や、定年退職後のセカンドライフを都会から離れて営むことを希望する人など、住まいや暮らしの場として本町を選択するニーズは少なくないと考えられます。

今後は若者や子育て層の定住促進と並行し、本町に魅力を感じて「住みたい」と思っている人の掘り起こしを進めるとともに、豊かな自然を活かした受け皿と環境を充実させることで、新規住民の受け入れの推進することとします。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
田園居住型住宅入居者数	0人	16人
空き家バンク利用成約件数	5件 (平成22～26年度の成約件数)	10件

■個別の施策展開

2－②－A. 田園居住型住宅の供給	
施策の内容	○都市住民の転入を促進するため、農作業が可能な農地を備えた住宅を供給する。 ＜具体の事業等＞ ・クラインガルテン事業
2－②－B. 新規住民が溶け込みやすい環境づくり	
施策の内容	○新規住民が地域に溶け込みやすいように、自治会活動の負担軽減など地域のルールを明確化・簡素化する。 ○町が関与するトラブルの仲裁制度を制定する。 ＜具体の事業等＞ ・「住みやすい田舎」事業
2－②－C. 新規転入者への支援	
施策の内容	○新規転入者に対し、町内で不要となった家具等をメンテナンスし、優先的にレンタルすることにより、負担の軽減を図る。 ○空き家バンクへの登録・貸出を促進するため、所有者に対する税の優遇措置を検討する。 ○転入者がリフォームする場合は、地元業者を利用することを条件に利子補給する制度を検討する。 ＜具体の事業等＞ ・家具・家財バンク事業 ・空き家利用促進事業

＜主要施策③＞ 多様なコミュニティの形成と活性化

人口減少とともに、コミュニティの維持・存続が困難になりつつある地域の増加も考えられることから、これらコミュニティ機能の低下を抑制するための取り組みを推進するとともに、町外者も含めたボランティアの活用も図りながら、地域コミュニティの活性化策を講じていきます。

また、若者や子育て層、都市居住者の転入・定住環境を整えていく上では、多様な価値観や暮らし方をお互いに尊重しあう新たな地域コミュニティの形成が不可欠であることから、これらへの対応策にも取り組みます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
地域での活動と人間関係に満足している住民の割合	30.2%（平成26年度調査）	35%
婚活イベント実施回数	2回（実施実績）	8回

■個別の施策展開

2－③－A. コミュニティの維持及び活性化	
施策の内容	○人口減少と少子高齢化によるコミュニティ機能の低下抑制策に取り組む。 ○ボランティアなどを活用した地域コミュニティの活性化を図る。 ＜具体の事業等＞ ・婚活イベント事業 ・ボランティア活動支援事業

(1) 基本目標（平成31年度）

指 標	基 準 値	目 標 値
合計特殊出生率	1.41（平成20～24年度）	1.65

(2) 基本的方向

本町の出生数をみると、高度経済成長期には毎年約200人を超えていましたが、平成4年には100人を割り込み、それ以降ほぼ一貫して減少し、平成21年から平成25年の直近の5年間では40～50人程度で推移するなど、その減少が深刻化しています。

県が平成27年5月に実施した町内在住の18歳から35歳までの方を対象に行ったアンケート調査では、独身の方の82.6%が「希望する子どもの人数」の設問では、「子どもはいらない」が4.3%であったのに対し、「2人」の回答は82.6%に達し、「3人」の13.0%を加えると95.6%の方が、2人以上の子どもの希望している結果となりました。

一方では、「結婚後は、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考えには91.3%が反対し、55.6%の方が「結婚し、子どもも持つが、仕事も続ける」と回答しており、子育てと仕事の両立を希望する方が相対的に多いこともわかりました。

総合戦略では、こうした住民の希望を踏まえ、結婚、妊娠から出産・子育てまでを一貫してサポートしていくことで、安心して出産・育児ができる環境をつくるとともに、認定こども園や放課後児童クラブなどの支援を充実し、仕事と子育てが両立できる環境を構築することで、若い世代の希望をかなえられるまちを目指します。

(3) 施策の方針

<主要施策①> 若者の就労支援によるU・Iターンの促進

結婚・出産・子育ての希望を叶えるためには、安定した暮らしを支える「しごと」が不可欠といえます。

このため、町内及び周辺都市の就労に関する情報を積極的に発信・提供し、U・Iターンの促進と町内に住み・働く、または町内に住み・周辺都市で働くなど、多様な働き方のニーズに応じていきます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標(K P I)
就労情報による町内雇用成約件数	82人(平成26年度)	100人

■個別の施策展開

3-①-A. 就労の促進	
施策の内容	○ハローワーク等と連携してU・Iターン希望者への情報提供の充実を図る。 ＜具体の事業等＞ ・就労情報提供事業

＜主要施策②＞ 結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した支援の推進

妊婦・乳幼児の検診やアドバイス・情報提供などの母子サポートの充実をはじめ、保育サービスの充実や就学後の放課後児童クラブによる児童の居場所づくりなど、妊娠から出産、そしてその後の子育てまでを地域全体でサポートする環境を構築することで、安心して生み・育てることができる環境をつくります。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
子育て支援拠点利用人数 （年間・延人数）	5,820人（平成25年度）	7,200人
子育て環境の満足度	24.2%（平成26年度調査）	40%

■個別の施策展開

3－②－A. 少子高齢化に対応した施策の推進

施策の内容	○子育て支援、思春期保健事業など母子保健の充実を図る。 ○保護者及び子どもを産み育てたい夫婦の経済的な負担軽減を図る。 ＜具体の事業等＞ ・子育て支援・母子保健事業
-------	--

3－②－B. 保育サービスの充実及び環境整備

施策の内容	○時間外保育や一時保育など、保育サービスの充実を図るとともに、保育所の施設・設備の計画的な整備を推進する。 ＜具体の事業等＞ ・保育所運営事業
-------	--

3－②－C. 児童館等の整備

施策の内容	○学童保育の拠点として、児童館の整備を進める。 ○親子でふれあえる公園や遊び場の充実を図る。 ＜具体の事業等＞ ・児童館等整備・運営事業
-------	--

3－②－D. 子育てのための環境整備

施策の内容	○子育てサークルの支援や育児相談を行う子育て支援拠点の充実を図り、子育て中の家庭が必要とする情報発信と情報交換の場を提供する。 ＜具体の事業等＞ ・子育て支援センター等設置事業
-------	---

3-②-E. 地域福祉活動の推進

施策の内容	○地域住民のボランティア活動や社会福祉協議会の体制強化などにより、結婚相談や子育て相談などの充実を図る。 ○住民が持つノウハウや知識、技能、経験等を提供するボランティア登録制度を検討する。 ＜具体の事業等＞ ・子育て等相談事業 ・アドバイザーバンク事業
-------	---

<主要施策③> 仕事と家庭が両立できる環境の整備

女性の「仕事を続けながら子育てをしたい」という希望を叶えるためには、結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した支援と同時に、そうした価値観を地域として理解し、後押ししていく雰囲気づくりが重要と考えます。

このため、男女平等意識の啓発や女性の社会参加に対する住民の理解を促進する取り組みを進めます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
男女共同参画社会の環境に満足している住民の割合	16.4%（平成26年度調査）	18%

■個別の施策展開

3－③－A. 女性の社会参画の促進	
施策の内容	○男女平等意識の啓発や女性の社会参加に対する住民の理解を促進するなど、仕事と家庭が両立できる社会的な環境を整備する。 <具体の事業等> ・南部町ヒューマンプラン推進事業

<主要施策④> まちの未来を拓く学校教育の推進

子育て世代の教育に対するニーズに応えるとともに、本町の未来を担う人材を育成するため、学校教育に関わる環境、教育内容の充実とともに、郷土愛を育むためのふるさと教育など、教育内容の特色化に努めます。

また、教育面での不安の解消のため、アドバイザーバンクの制度化を検討します。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
学校教育に満足している住民の割合	35.0%（平成26年度調査）	40%
アドバイザーバンク登録者数	17人（平成26年度）	25人

■個別の施策展開

3-④-A. 教育環境の整備	
施策の内容	○良好な教育環境の維持・向上を図るため、学校規模の適正化を検討する。 また、情報活用能力を育成するため、ICT環境の整備を推進する。 ○適応指導教室事業・特色ある南部町教育事業・教育相談事業を実施する教育支援センターの充実を図る。 ○児童・生徒一人一人の教育ニーズを把握し、特別支援教育の充実を図る。 ○登下校時の安全確保のため、スクールガードリーダーとの連携を図る。 ＜具体の事業等＞ ・学校教育環境整備事業
3-④-B. 教育内容の充実	
施策の内容	○児童・生徒の個性や能力を伸ばし、豊かな人間性をもつ子どもを育てるため、地域資源などを活用しながら、教育内容の充実と多様化に努める。 ＜具体の事業等＞ ・学校教育充実化事業
3-④-C. ふるさと教育の推進	
施策の内容	○ふるさとへの愛着と誇りを養うため、学校においては、町の自然・歴史・文化・産業に関する資料の教材化、授業化を推進する。また、地域での自然体験、社会体験、職場体験等を推進する。 ＜具体の事業等＞ ・ふるさと教育推進事業

3-④-D. 幼児教育の推進	
施策の内容	○幼児教育の充実を図るとともに、家庭、保育園・幼稚園と連携した教育環境の整備に努める。 ＜具体の事業等＞ ・ 幼児教育推進事業

3-④-E. 子どもの教育面での不安解消	
施策の内容	○子どもの教育面での不安解消のため、アドバイザーバンクを通じた教員経験者などによる学習支援教室を開催する。 ＜具体の事業等＞ ・ アドバイザーバンク事業

＜主要施策⑤＞ 余暇活動の充実

暮らしの豊かさや日々の暮らしの充実感を実感できる定住環境を確保する視点から、身近な場所で余暇活動をすることのできる環境を確保することが望まれます。

このため、生涯学習に関わる施設や学習内容の充実や図書館の機能更新を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設の改修やイベントの拡充による活動の活性化などに取り組めます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
生涯学習やスポーツ活動に関する環境に満足している住民の割合	39.3%（平成26年度調査）	44%

■個別の施策展開

3－⑤－A. 生涯学習の充実	
施策の内容	○生涯学習の拠点として、中央公民館、地区公民館及び地域集会施設等の整備を図る。 ○ニーズにあった多彩な教室、講座、講演会を開催し、内容の充実に努める。 ○自主活動グループの育成や活動支援を推進する。 ＜具体の事業等＞ ・生涯学習拠点整備事業 ・生涯学習推進事業
3－⑤－B. 図書館の充実	
施策の内容	○町外や県立図書館とのネットワークで蔵書が確認できるようシステムの更新を図るとともに、施設の整備や管理運営の効率化を推進する。 ＜具体の事業等＞ ・図書館管理運営事業

3-⑤-C. スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策の内容	○アルカディア南部総合公園などの施設・設備を充実させるとともに、老朽化する体育施設の改修整備により、利用者の安全確保に努める。 ○ニーズにあった身近で親しめるスポーツ教室やスポーツイベント・レクリエーション行事の充実を図る。 ○各種スポーツ・レクリエーション指導者の高齢化に対応するため、世代交代に向けた指導者の育成と指導力の向上を図る。 ＜具体の事業等＞ ・スポーツ施設・設備充実化事業 ・生涯スポーツ推進事業 ・スポーツ活動支援事業
-------	--

(1) 基本目標（平成31年度）

指 標	基 準 値	目 標 値
総合的な暮らしやすさに満足している住民の割合	31.0%（平成26年度調査）	35%

(2) 基本的方向

豊かで安定した「しごと」があり、結婚から妊娠・出産、子育ての希望が叶えられ、「住みたい」と選択されまちであるためには、それらを下支えする社会構造や都市構造へと転換または再構築を果たしていくことが必要となります。

総合戦略では、多様な価値観やライフスタイルに対応し、時代に合った地域づくりを進めるため、中部横断自動車道の開通等を見据えた拠点の形成やこれらを結び付ける道路・公共交通ネットワークを構築します。更に、豊かな自然環境と共生しつつ、安全で安心でき、まとまりのある機能的な都市の構造への転換などの基盤を整えていくことに取り組みます。

また、子どもから高齢者までの誰もが健やかに暮らすことができるよう医療・保健・介護の充実を図るほか、地域ぐるみで助け合うことのできる福祉のまちづくりを進めます。

さらに、県境を越えた富士・富士宮圏との連携を見据え、地域情報を広く発信することで、本町を積極的にPRするとともに、広域的な役割分担と連携も考慮しつつ、効率的で・効果的な行財政運営を推進し、住民の期待に応え、希望を叶えることのできるまちを目指します。

（３）施策の方針

<主要施策①> 生活利便性の向上

「住みたい」と選択されるまちを実現するためには、日々の暮らしの利便性を向上させていくことが求められます。公共投資余力の減退が想定される中、こうしたまちづくりを進めるため、「選択と集中」の視点から様々な機能を集積させる拠点を形成するとともに、その周辺に居住地がまとまる集約型の都市構造へと転換を図ります。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
暮らしの利便性に満足している住民の割合	27.6%（平成26年度調査）	32%
中野地区開発事業進捗度	0%	100%

■個別の施策展開

4－①－A. 利便性の高い拠点の形成	
施策の内容	○道の駅周辺に企業や商業施設を集中的に誘致し、利便性の高い拠点を形成する。 ＜具体の事業等＞ ・中野地区開発事業
4－①－B. まとまりのある集約型のまちづくりの推進	
施策の内容	○各種の都市機能と居住地の集約化により、インフラ整備に掛かるコストの低減や利便性の高い生活圏を形成する。 ＜具体の事業等＞ ・スモールタウン化事業

＜主要施策②＞ 中部横断道路を活かした拠点の形成

中部横断自動車道の開通は、本町の浮沈に大きな影響を及ぼす転換期と認識し、これらの効果を最大限に活かすことのできるまちづくりを進めることが必要と考えます。

このため、インターチェンジ周辺整備構想を策定していますが、今後はその具体化に向け、インターチェンジ周辺整備計画に基づく活力ある土地利用を推進していきます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
インターチェンジ周辺整備事業進捗度	0%	100%

■個別の施策展開

4－②－A. インターチェンジ周辺整備構想の実現	
施策の内容	○インターチェンジ周辺整備計画に基づき、活力ある土地利用の推進を図る。 ＜具体の事業等＞ ・インターチェンジ周辺整備事業

＜主要施策③＞ スムーズで安全に移動できる道路・公共交通ネットワークの充実

形成を目指す拠点と周辺の居住地、周辺都市とを結び、拠点に集約する様々な機能や、通勤・通学及びその他日常生活の利便性を町内の隅々にまでいきわたらせるため、広域道路網やこれらに連絡する町道等の整備による道路ネットワークの充実を図るとともに、誰もが利用できる交通機関である鉄道・バスの公共交通機関の利便性の向上を促進します。

また、安全・安心を確保するため、交通安全施設の充実を図ります。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
交通事故発生件数	136件（平成26年）	126件
公共交通に満足している住民の割合	28.5%（平成26年度調査）	35%

■個別の施策展開

4－③－A. 町道等の整備促進	
施策の内容	○町道、農道、林道等については、計画的な拡幅や改良等を進め、基幹道路へのアクセスや機能的な道路網の構築に向けて取り組む。 ○町営バスが運行されている、または運行が検討されている道路は、バスの安全な運行に必要な改良を実施する。 ＜具体の事業等＞ ・町道等整備事業
4－③－B. 道路環境の整備促進	
施策の内容	○道路交通の安全確保のため、歩道、カーブミラー、道路標識、街路灯、信号機などの整備を推進する。 ○町民や観光客などにわかりやすい観光案内標識の設置を推進する。 ＜具体の事業等＞ ・交通安全施設整備事業 ・観光案内標識整備事業
4－③－C. 町営バスの利便性向上	
施策の内容	○町営バスの計画的な車両整備と路線の再編により、利便性の向上を図る。 ＜具体の事業等＞ ・町営バス運営事業

4－③－D. 身延線の利便性向上	
施策の内容	○本数の増発など、利便性の向上をJRに要請する。また駅周辺整備を推進する。 ＜具体の事業等＞ ・身延線利便性向上事業

4－③－E. 広域道路網の整備	
施策の内容	○中部横断自動車道のほか、国県道の整備を国・県に要望する。 ○国道・県道の雨量規制の撤廃を要望する。 ＜具体の事業等＞ ・広域道路網整備促進事業

＜主要施策④＞ 安全で安心できる暮らしの場の形成

暮らしの場が安全で安心できることは、定住に不可欠な条件であるといえます。

このため、地震や土砂災害、水害などの災害の予防に向けた対策を講じるとともに、災害が発生しても被害を最小限に抑えることのできる減災のまちづくりを進めます。

また、火災や急病やけがの際の救急搬送、犯罪など、安全や安心を脅かすリスクを低減するため、拠点施設や設備、資機材、人材・体制等の充実を図ります。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
治山治水・砂防事業実施箇所数	0箇所	12箇所
消防団員数	420名（平成26年度）	470名

■個別の施策展開

4－④－A. 防災対策事業の推進	
施策の内容	○治山治水・砂防事業を推進し、防災上の危険箇所の早期解消を図る。 ○自主防災組織強化のための防災備蓄品・AEDや衛星携帯電話といった資機材の充実を図るとともに防災意識の高揚に努める。 ○木造個人住宅及び防災拠点となる集会施設の耐震化を促進する。 ＜具体の事業等＞ ・ 治山治水・砂防事業 ・ 自主防災組織強化事業 ・ 防災拠点・建物耐震化事業
4－④－B. 消防体制の整備	
施策の内容	○消防団協力事業所制度と消防団員の確保を図りながら、消防団の再編を検討する。 ＜具体の事業等＞ ・ 消防団再編事業
4－④－C. 消防施設の整備	
施策の内容	○消防自動車、拠点施設、資機材等の消防施設・設備の整備を進めるとともに、消防水利の充実を図る。 ＜具体の事業等＞ ・ 消防施設整備事業

4－④－D. 救急搬送体制の充実	
施策の内容	○峡南広域行政組合消防本部及び受け入れ医療機関と連携を深め、ドクターヘリを用いた迅速な患者対応のための緊急用ヘリポートの維持管理を行う。 ＜具体の事業等＞ ・救急搬送体制充実化事業
4－④－E. 防犯対策の充実	
施策の内容	○警察署と連携した防犯活動を実施するため、地域防犯活動に必要な情報活動拠点となる地域安全ステーションを設置する。 ＜具体の事業等＞ ・防犯対策整備事業
4－④－F. 交通安全対策の充実	
施策の内容	○各種交通教室や啓発活動を実施して町民の交通安全意識高揚を図るとともに、道路交通安全対策のための歩道、カーブミラー、道路標識、街路灯、信号機などの道路交通環境整備を推進する。 ＜具体の事業等＞ ・交通安全対策事業

<主要施策⑤> 豊かな自然環境の保全と活用

本町は、従来より農業や林業など自然を活かし、また自然の恵みを受けて生かされてきた自然と共存したまちであり、今後のまちづくりにおいても、これら豊かな自然を守り・活かす視点は欠くことができません。

このため、まちの持続的な発展に向けた開発と自然環境の保護のバランスに配慮した施策推進を基本とするとともに、観光・レクリエーションの場としての積極的な活用に取り組みます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
自然環境が保たれているとする住民の割合	27.9%（平成26年度調査）	33%

■個別の施策展開

4－⑤－A. 自然環境優先施策の推進	
施策の内容	○自然保護と開発のバランスに配慮しながら、自然保護優先の施策を推進する。 <具体の事業等> ・自然環境保護事業
4－⑤－B. 自然を活用したまちづくりの推進	
施策の内容	○恵まれた自然環境を森林浴などの観光・レクリエーションの場として活用する。 <具体の事業等> ・自然環境活用事業

<主要施策⑥> 福祉・保健・医療の充実

高齢者をはじめ住民の誰もが健やかな暮らしを営めるよう、健康づくりを推進するとともに、万が一の場合にも速やかに対応できる医療体制の充実を図ります。

特に高齢者が住み慣れた本町で、生きがいを持って住み続けることができ、また、家族の負担も軽減するため、地域ぐるみでケア・サポートする体制を構築し、運用していきます。

生活習慣病予防を中心とした健康づくりの推進として、関係各課・住民団体で組織した「なんぶ健康会議」を充実させ、『スマイルなんぶ』～健康・長寿日本一を目指して～事業を展開していきます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
要介護認定を受けていない第1号被保険者の割合	81.6%（平成26年度）	83%
介護保険制度に満足している要介護認定者の割合	72.4%（平成25年度調査）	80%
趣味や生きがい活動に取り組んでいる住民の割合	35.1%（平成25年度調査）	50%

■個別の施策展開

4－⑥－A. 地域医療の充実	
施策の内容	○南部町国民健康保険診療所等における医療機器の整備や需要の多い診療科目の維持のほか、休日・夜間の救急医療体制、小児救急医療体制、産婦人科医療体制の充実を図る。 ○東海地震や風水害などに対応した災害時の緊急医療体制の整備を促進する。 ＜具体の事業等＞ ・地域医療体制整備事業 ・災害時医療体制整備事業
4－⑥－B. 地域ぐるみの健康づくりの推進	
施策の内容	○愛育会や食生活改善推進員など地域組織の育成を強化するとともに、健康づくりに係る事業の充実を図る。 ○「なんぶ健康会議」の中で、医療部会・食生活部会・運動部会がそれぞれのライフステージに応じた健康づくり事業を展開する。 ＜具体の事業等＞ ・健康づくり事業

4-⑥-C. 高齢化に対応した施策の推進	
施策の内容	○生活習慣病予防対策のほか、リハビリ訓練等による身体機能低下の防止を図る。 ＜具体の事業等＞ ・在宅医療事業

4-⑥-D. 南部町地域包括ケアシステムの構築・運用	
施策の内容	○高齢者が住み慣れた地域に住み続けることができるよう、地域の支援、介護予防、医療との連携等を一体的に提供する南部町地域包括ケアシステムの構築と運用を図る。 ○元気な高齢者がサポートを必要としている高齢者をケアする制度の創設を検討する。 ＜具体の事業等＞ ・地域支援事業

4-⑥-E. 介護予防の充実	
施策の内容	○心身の機能の低下の予防、回復を目標とする介護予防の充実を図る。 ＜具体の事業等＞ ・介護予防事業

4-⑥-F. 生活支援サービスの充実	
施策の内容	○高齢者や障害者が住み慣れた地域に住み続けることができるよう、生活支援サービスの充実策を検討する。 ＜具体の事業等＞ ・地域生活支援サービス提供事業 ・家族介護支援サービス事業 ・その他の福祉事業

4-⑥-G. 認知症対策の推進	
施策の内容	○認知症の早期相談・診断、当事者、介護者、地域への支援体制等の対応策を構築する。 ＜具体の事業等＞ ・認知症対策事業

4－⑥－H. 生きがい対策の充実

施策の内容	○ふれあいいきいきサロンやシニアクラブなど、高齢者や障害者の社会参加を促進する。 ＜具体の事業等＞ ・ 生きがい対策事業 ・ 交流サロン事業 ・ 高齢者・障害者社会参加事業
--------------	--

＜主要施策⑦＞ 自然と共生する快適な環境の形成

安全で快適な生活環境を確保するため、水道未普及地域の解消を図るとともに、公共水域の汚染防止など、豊かな自然環境を保全することも含め、合併処理浄化槽の設置を促進します。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
水道施設耐震化率		
配水池	56%（平成26年度）	60%
配水池遮断弁	34%（平成26年度）	45%
送配水管	17%（平成26年度）	20%
合併処理浄化槽普及率	45%（平成26年度）	52%

■個別の施策展開

4－⑦－A. 水道施設耐震化等の推進	
施策の内容	○快適な環境を維持するための水道施設等耐震化や復旧資材・緊急給水装置整備、手段対応を図る。 ＜具体の事業等＞ ・生活基盤施設耐震化事業 ・災害時等停電対策事業
4－⑦－B. 合併処理浄化槽の設置推進	
施策の内容	○環境保全の視点から、合併処理浄化槽の設置を促進する。 ＜具体の事業等＞ ・合併処理浄化槽設置事業

＜主要施策⑧＞ 地域情報の発信と交流の促進

本町への転入や定住、町外との交流を促すためには、本町の特色である豊かな自然や由緒ある歴史文化などの地域資源やイベント・行事、特色ある地域づくりへの取り組み、豊かな暮らしを支援する独自制度など、様々な情報を広く発信・提供していくことが必要です。

このため、IT技術の活用をはじめ、様々な情報発信の媒体・手段を通じて、積極的な地域情報を発信するとともに、国際交流を含めた町外との交流の活性化に取り組みます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
ホームページアクセス数	73,000件（平成26年度）	75,200件
交流イベントへの参加者数	100人（平成26年度）	300人

■個別の施策展開

4－⑧－A. 地域情報の発信	
施策の内容	○ホームページ等やメディアとの連携による地域情報の発信により、都市住民との交流を促進する。 ○「年金だけで暮らせることを目指すまち」「富士・富士宮経済圏」に近接する利便性の高さなど、地域の特性をPRし、イメージアップを図る。 ＜具体の事業等＞ ・地域情報発信事業 ・戦略的イメージアップ事業
4－⑧－B. 国際交流の促進	
施策の内容	○国際感覚を持った人材の育成に努める。 ＜具体の事業等＞ ・国際交流促進事業
4－⑧－C. 地域間交流の促進	
施策の内容	○交流町村との交流事業や周辺市町村との交流イベントを開催する。 ＜具体の事業等＞ ・地域間交流促進事業

＜主要施策⑨＞ 効率的・効果的な行財政運営の推進

今後の財政の見通しは厳しい中、行政サービスに対する住民のニーズは多様化・高度化しており、道路などの基盤施設や学校をはじめとする公共施設も年を重ねるごとに劣化が進み、その適切な維持管理に関わるコストも増加するものと予想されます。

このため、長期的な視野に立った財政の健全化と安定化を実現できる財政運営を進めるとともに、住民へのサービスの水準を維持・向上させつつ、同時に行政運営の効率化を図るなど、バランスのとれた行財政運営に取り組んでいきます。

指 標	基 準 値	重要業績評価指標（K P I）
経常収支比率	84.3%（平成26年度）	81.5%
自主財源比率	31.2%（平成26年度）	32.0%
ふるさと納税件数	5件（平成22～26年度平均）	8件
歳出に占める人件費の割合	21.7%（平成26年度）	15.0%

■個別の施策展開

4－⑨－A. 健全な財政運営	
施策の内容	○行政コストの検討及び経常経費の削減の検討を行う。 ○コスト意識の徹底と保有する社会基盤や施設のストックマネジメントに努める。 ○納税額を定年後に町内での生活に利用できるデポジット制度の導入を検討する。 ○既存事業者や新規起業者を支援するためのファンドの設立を検討する。 ○町外に流出している消費支出を町内に取り込む仕組みを検討する。 ＜具体の事業等＞ ・ 財政健全化事業 ・ ふるさと納税活性化事業 ・ 町民ファンド事業 ・ 地場消費拡大事業
4－⑨－B. スリム化した行政運営	
施策の内容	○住民サービスの向上を図るとともに、職員の政策形成能力や専門性の向上、組織のスリム化、効率化を図る。 ＜具体の事業等＞ ・ 行政運営スリム化事業

第3章 総合戦略の重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの設定

「第2章－2 政策分野の目標と施策の方針」に位置づけた個別施策は、各政策分野に体系立てられると考えられる「総合計画の施策の方向」を踏まえたものであり、一部の施策分野を除き、ほぼ網羅的な内容となっています。

厳しさを増す財政状況や、減少・少子高齢化傾向にある人口、多様化・高度化する行政需要への対応が求められている町職員等の人材など、限りある行財政資源を有効かつ効果的に投資し、目指す将来都市像を実現するためには、このうち特に重点をおいて取り組むものを抽出、政策分野横断的な「重点プロジェクト」として設定し、重点的に取り組んで行くことが求められます。

このことから、南部町地方創生会議及び町職員ワークショップ(中堅職員及び若手職員)による重要度評価を実施し、各評価主体で共通して相対的に評価の高い次の施策を抽出し、政策分野横断的に重点プロジェクトとして設定するものとします。

表 重点プロジェクトを構成する施策の抽出結果

政策	主要施策	個別施策
1. 地域資源を活かした魅力的で安定した仕事をつくる	②次世代につながる魅力ある農林業の推進	D. 生産流通体制の強化
	③飛躍的に向上する交通利便性を活かした企業誘致・新規起業の促進	A. 企業誘致
		D. 人材の確保・育成
2. 子育て層を中心とした人口の転入と定住をうながす	①若者や子育て層のニーズにあった定住環境の整備	A. 定住の促進
		B. 町営住宅の整備推進
3. 結婚・出産・子育ての希望を地域ぐるみで支援する	①若者の就労支援によるU・Iターンの促進	A. 就労の促進
	②結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した支援の推進	A. 少子高齢化に対応した施策の推進
		B. 保育サービスの充実及び環境整備
4. 周辺都市との連携のもと自然と共生するまちをつくる	①生活利便性の向上	D. 子育てのための環境整備
		A. 利便性の高い拠点の形成

2. 重点プロジェクトの方針

重点プロジェクトを構成する施策を踏まえ、平成29年度に全線開通する中部横断自動車道の効果を最大化する観点から、次の考え方、施策展開の方針から、重点プロジェクトを推進するものとします。

(1) 重点プロジェクトの考え方

＜重点プロジェクトの名称＞

まち・ひと・しごと創生推進拠点整備プロジェクト

重点プロジェクトを構成する施策は、大きく「まち・ひと・しごとの創生」を支える機能配置・充実などのハード施策と、これらと両輪となって推進力を生み出すソフト施策から構成されます。

このため、機能配置・充実などのハード施策の推進については、中部横断自動車道の効果を生かす観点から、南部ICまたは富沢ICに至近の、またはアクセス性の高い区域における「まち・ひと・しごと創生推進拠点」の整備を目指します。

また、この拠点を主要な活動拠点としてソフト施策を推進することを基本とします。

(2) 重点プロジェクトの展開方針

① まち・ひと・しごと創生推進拠点の整備

- ・中部横断自動車道の効果を生かし、全町及び拠点周辺における生活利便性の向上を図るため、次に示す様々な機能の集約化による拠点の形成を図ります。

＜まち・ひと・しごと創生推進拠点を構成する機能＞

- ・安定的な雇用の創出に寄与する企業誘致のための産業用地(1-③-A 企業誘致)
- ・進出企業の活発な活動を支える労働力となるとともに、地域創生の推進主体となる住民の定住を支える優良な住宅(2-①-A 定住の促進、1-③-D 人材の確保・育成)
- ・これら住宅は、若者のU・Iターンを喚起するため、ニーズにあった住宅タイプで構成するものとし、その一部として若者定住や子育て支援用の町営住宅も確保していく。(2-①-A 定住の促進、2-①-B 町営住宅の整備推進)
- ・若者のU・Iターンを喚起するとともに、若者定住や子育てを支援するための、保育所や子育て支援センターなどの複合的な子育て支援機能(3-②-A 少子高齢化に対応した施策の推進、3-②-B 保育サービスの充実及び環境整備、3-②-D 子育てのための環境整備)
- ・町内外の交流を促すことにより、観光産業や農林業の振興・活性化を図るための、特産品開発や加工機能、地場製品のPRと販路拡大に向けた「道の駅」等の直売機能(1-②-D 生産流通体制の強化、4-①-A 利便性の高い拠点の形成)
- ・拠点周辺だけでなく、広く全町における生活利便性の向上を図るための大規模小売店舗等の商業機能(4-①-A 利便性の高い拠点の形成)

②まち・ひと・しごと創生推進重点施策の展開

- ・拠点を主要な活動の場とし、「まち・ひと・しごと」を創生するため、次に示すソフト施策に重点的に取り組むものとします。

＜まち・ひと・しごと創生推進重点施策＞

- ・整備する産業用地の優位性を積極的にPRし、企業を誘致する。（１－③－A 企業誘致）
- ・首都圏や静岡県都市部住民に対し、自然環境や利便性の高さなど本町に定住することの優位性を積極的にPRし、若者や子育て層のU・Iターンを促進するとともに、進出企業に就労する人材を確保する。（２－①－A 定住の促進、１－③－D 人材の確保・育成）
- ・若者のU・Iターンを喚起するため、U・Iターン希望者への情報提供の充実を図る。（３－①－A 就労の促進）
- ・若者定住や子育てを支援するため、時間外保育や一時保育などの保育サービス、子育てサークル活動の支援や育児相談の強化、思春期保健事業などの子育て支援サービスの充実を図る。（３－②－A 少子高齢化に対応した施策の推進、３－②－B 保育サービスの充実及び環境整備、３－②－D 子育てのための環境整備）
- ・拠点到配置する「道の駅」等の複合施設を活用し、特産品開発やブランド化に取り組むとともに、これら地場産品のPRの場として積極的に情報を発信していく。（１－②－D 生産流通体制の強化）

第4章 総合戦略の運用と改訂の考え方

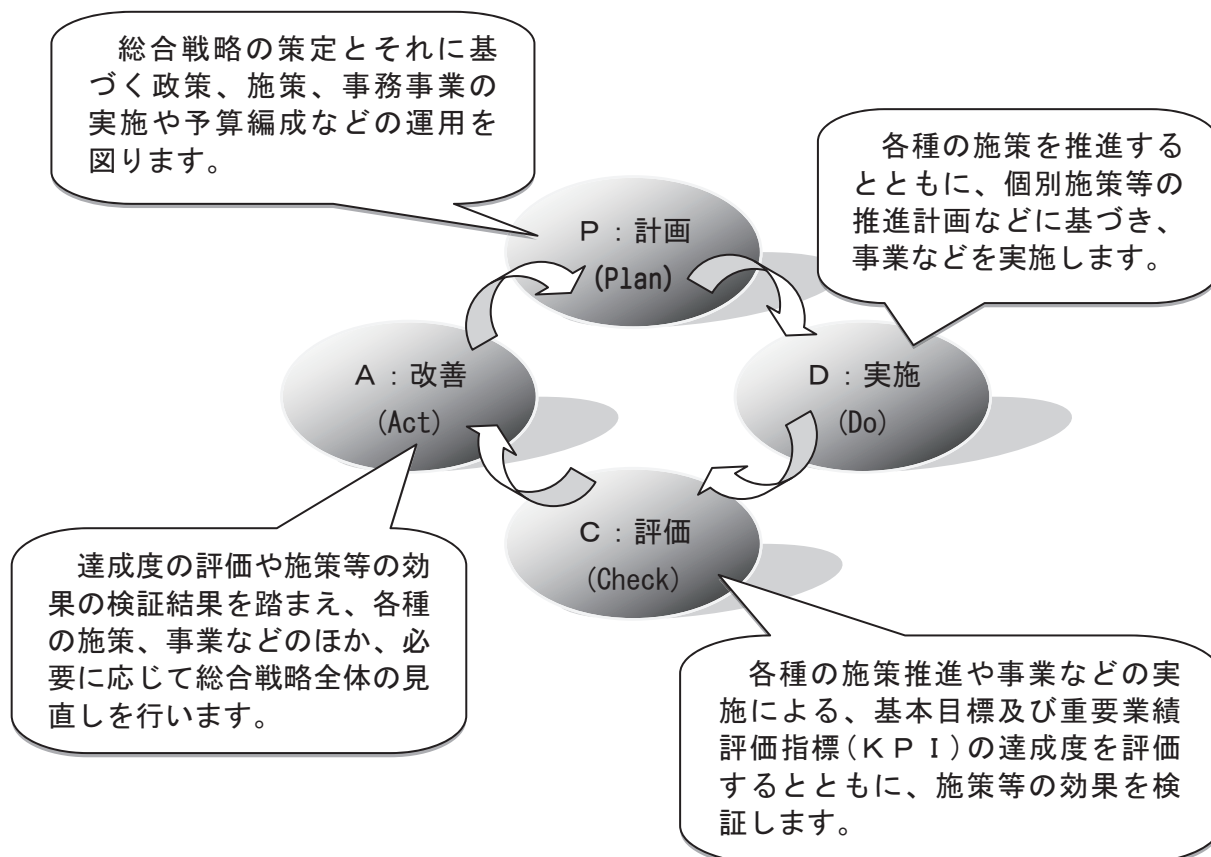
1. 施策の効果の検証（PDCA）

平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」の一つとして「結果重視」を掲げ、「目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていないといけない。」とし、また「成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。」ことを明示しています。

このことから、南部町においては、国と同様に、本町の地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標の設定と達成度を評価、施策・事業等の効果を検証し、必要に応じて改善する仕組みを構築するものとします。

具体的には、次図に示す「PDCA (Plan-Do-Check-Act)」の流れを持つマネジメントサイクルによって適切な進行管理に取り組むものとします。

図 PDCAサイクルによる施策効果の検証イメージ



2. 改訂の考え方

国は、日本全体の人口の将来展望を示す「長期ビジョン」とそれを踏まえた今後5か年の「総合戦略」を策定し、地方と連携して地方創生に取り組んでいます。

南部町においては、この「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案し、中長期を見通した「南部町人口ビジョン」と平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「南部町総合戦略」を策定することとしています。

これらを踏まえ、次の考え方から「南部町総合戦略」を改訂するものとします。

①計画期間の終了に伴う改訂

総合戦略は計画期間を5年間とする計画であることから、計画期間の終了を見据え、必要な時期に改訂作業に着手し、切れ目のない取り組みを推進するものとします。

②政策・施策の効果の検証に基づく見直し

総合戦略においては、4つの政策分野ごとに基本目標を定めるとともに、施策に対応した重要業績評価指標(KPI)を設定し、PDCAサイクルによって検証・改善することとしています。

このため、計画期間中において、基本目標または重要業績評価指標(KPI)を達成した場合、逆に著しく達成が困難と判断される場合は、必要に応じて総合戦略全体もしくは一部を改訂できるものとします。

③大きな社会・経済的な変化を踏まえた見直し

総合戦略は、総合計画と目的や、含まれる政策の範囲が必ずしも同一ではないため、総合計画の見直しに連動して総合戦略を見直すことは求められていません。

しかしながら、本町の成り立ちに大きな影響を及ぼす可能性のある社会・経済的な変化が生じるなど、総合戦略の有用性が著しく低下する場合は、速やかに総合戦略全体を改訂するものとします。

南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行日：平成28年3月

発行：山梨県南部町

策定担当：山梨県南部町企画課

〒409-2192

山梨県南巨摩郡南部町福土28505-2

TEL 0556-66-2111

策定支援：株式会社パスコ

印刷：栄印刷
